

令和6年12月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和6年12月11日（水） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年12月11日（水） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	増 田 恭 子	2 番議員	清 水 健 一
3 番議員	佐 藤 明 孝	4 番議員	平 川 勇
5 番議員	川 岸 和 花 子	6 番議員	岡 戸 章 夫
7 番議員	加 藤 久 幸	8 番議員	中 根 信 一 郎
9 番議員	吉 筋 恵 治	10 番議員	中 根 幸 男
11 番議員	西 田 彰	12 番議員	亀 澤 進

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	政策企画課長	森 下 友 幸
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

議案第77号 森町組織条例の一部を改正する条例について

議案第78号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第80号 森町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第81号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 令和6年度森町一般会計補正予算（第10号）

議案第83号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第84号 令和6年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第85号 令和6年度森町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第86号 令和6年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第87号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

<議事の経過>

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日は質疑であります。質疑の前に申し上げます。

質問及び答弁に立つ方は、マイクに近く、言葉をはっきりと発言するようお願いをいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、議案第77号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐 藤 明 孝 君) 3番、佐藤です。

それでは、議案第77号「森町組織条例の一部を改正する条例について」質問をさせていただきます。

まず一点目です。今回のこの改正につきましては、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収に係る事務の中で一部を税務課において実施するとお聞きいたしました。これによって適正な債務管理を進め、公平・公正な滞納処分及び効率的、効果的な徴収事務を推進するとあります。この改正によって、現在における未滞納の件数がこれによりどのように変化するのか、またこういった形でこういった事務作業が進められるのかというところをまずお聞きしたいと思います。

そして二点目です。 防災監を危機管理監に改めるとこのようになっております。これにつきましては豪雨、地震、外国からの武力攻撃等云々いろいろ書かれてございます。これに対して町民の皆様方の身体、生命及び財産への影響を最小限に抑えるよう対策を進めると書かれております。これにつきましては上記の目的遂行のために、例えば課員の増員や増設するような課なり係なり、こういったものがあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長
税務課長

ます。

そして三点目です。新旧対照表に、現行では防災課に交通安全に関することということが記載されておりますが、改正案ではその記載がありません。交通安全に関することという内容の記載がありませんが、これは例えば（３）から（１２）の省略の部分に移されているのか、この点をお聞きしたいと思います。以上、三点の御答弁、よろしくお願いいたします。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 税務課長。

（ 長 野 了 君 ） 税務課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

今回の組織条例の改正のうちの前段部分に係る御質問かと思えます。

まず、少し具体的に事務等、こういった形で組織、分掌を見直すのかということを御説明いたしたいと思えます。

後期高齢者医療保険につきましては、現在、住民生活課国保年金係、介護保険料につきましては、福祉課介護保険係において賦課徴収、滞納整理等の事務を現在行っております。御案内のように税務課におきましては、町県民税、固定資産税、国保税等々の賦課徴収、滞納整理等の事務を行っているところでございます。

こういった地方税や保険料の事務についてこういった事務を行っているかということを少し御説明させていただきます。この事務につきましては、大きく分けて、賦課という事務と徴収という事務に分かれます。

一つ目の賦課という事務の中において、こういった事務があるかということでございますが、まず一定の賦課期日におきまして、課税要件の確認をしまして、税額計算を行います。その後、税の賦課をし、納税通知書を納税者に発送する、以上までが賦課の事務になります。

次に、徴収の事務について御説明いたします。納税通知書が納税者に届いた後、それぞれの納期限におきまして、自主納付をし

ていただきます。この自主納付がされなかった際に、次には督促状を出させていただきます。それでも納付がない場合は、催告書を送付し、納税をお願いしていくという中で、それでも納付がなされない場合は、財産調査をし、滞納処分といった段階へ手続きをしていくということになります。

今回の事務の見直し内容については、今御説明申し上げました二つ目の徴収の事務の中の催告書以降の事務を税務課において、後期高齢者医療保険、介護保険料につきまして、実施していきたいと考えております。このことによって、例えば重複滞納されている人につきましては、納付相談、交渉の際にこれまでそれぞれの課に出向いていただいていたことが税務課で一元的に対応できるということ、この町民税等の地方税と後期高齢者医療保険料及び介護保険料につきましては、公債権ということで債権において同じ性質を持っておりますので、それに対して公平性を保って同様な対応ができるということになります。例えばどちらかの料、税だけ不能欠損処理するとか、執行を停止するとかということではなく、それぞれの債権を見て公平性を保って対応ができるということになります。

また、後期高齢者医療保険、介護保険料とともに先ほど申し上げましたように、公債権の中の公的な扱いが類似しておりますので、その事務についても共通していることが多いということでございますので、税務課においてその事務を行うことによって効率的な事務が図られていくということになります。

さらに少し具体的に申し上げますと、税、町民税等の地方税の方が扱う件数が当然多くございます。その中で財産調査や滞納処分の事務について、税務課においてやっておりますので、やはり件数を多くやることによって事務に精通している部分がございしますので、そういったノウハウを後期高齢者医療保険、介護保険料の徴収事務においても効果的に発揮していきたいと考えております。このことによって当然、税務課としての事務量は多くなり

ますが、役場全体として見て、効率的な事務の執行につながると
いうことでございます。

納税者からいただく税、保険料でございますので、法的な根拠
をしっかりと調べて、その根拠に基づいて、その事務について慎重
かつ効率的に進める必要がございますので、やはりその事務につ
いて調べたりなんなりするについては、やはり時間がかかるとい
うことになりますので、例えば今やっている課において1人工で
やれるところを、事務に慣れている税務課納税係において、より
少ない人工でやっていけるのではないかと考えております。税務
課において余裕があるかということではございません。今回の補
正予算においても時間外手当の要件をさせていただいております
ので、事務に余裕があるかということではございませんけれども、
先ほど申し上げましたように、役場全体で見たときに、公平な業
務、効率的な業務ということになるということで、取り組んでま
いりたいというところでございます。

お尋ねのあった滞納の部分の処理であるとか、徴収率がどこま
で上がるかということでございますが、それについては、より少
ない滞納件数、できるだけ徴収率を上げるようにこうした取組を
通じて取り組んでまいりたいというところでございます。以上です。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

防災課が危機管理課になるということで増員はあるのかといっ
た質問でございますけれども、増員を予定しております。

それから危機管理課以外に課を増やすのかという質問についま
しては、防災課が危機管理課になるということではありますけど
もほかの課を増やすということではございません。

それから事務分掌としまして今防災課の事務分掌が、交通安全
と防災に関することということで記載をされております。新旧対
照表で新しい事務分掌につきましては、危機管理に関すること、

それから防災に関するということとさせていただきますいております。交通安全の業務については引き続き危機管理課で業務を担っていく予定をしております。こちらの事務分掌につきましては主な業務を記載をするということとありますので、主な業務としますと今回新しく増える危機管理に関するということと既存の防災に関するということと、この2本立てにさせていただきます。この危機管理に関することとございますけれども、業務的には増えていくわけですが、今まで地震や豪雨の危機管理に関しましては防災課が中心に統括をし、会議を実施してまいりましたけれども、今後危機管理課になったときには豪雨・地震以外のもの、外国からの武力攻撃であるとか感染症であるとかといった全庁的、庁内の複数部署に横断的で、町民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急事態を対象としまして、危機管理課が全体を統括し、総合調整を図り、情報発信も一元的に行っていくということとを考えてございます。これによって住民の生命・身体・財産への影響を軽減させるということとございます。以上です。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 1 問目の税務課長の御答弁、ありがとうございました。事務的な手続きがよく分かりました。ただいま御答弁されたような内容で職員の皆様にしっかりと、この滞納整理機構等の手を煩わせるようなことはなくやっていただければとも感じます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

そして2問目、3問目につきましては、今総務課長から御答弁いただきました。ただし、後のお言葉の中で豪雨・地震・外国からの武力攻撃にも対応をするよう整えるというお話でしたが、この外国からの武力攻撃というのは、外患誘致罪という刑法 81 条に明記されております。

これは国を挙げての危機でございますから、こういったところにつきましてもぜひ職員、課員の皆様にこういった重大な事案等

にも対応しなければいけないというところを、またしっかりと御教授願いまして今後の対応をよろしくお願いしたいと思います。それでは以上をもちまして、質問終わりたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありますか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川岸和花子 君) 5 番、川岸です。

今の佐藤議員の質問に重ねて質問させていただきます。

まず福祉課の一部事務を税務課に移管するということですが、この後期高齢者医療保険料や介護保険を滞納するということはそれなりに事情があるのではないかと思うので、そのことに関して例えば福祉課と上手く連携していくとかそういうことを考えておられるかどうか、というのを一点お聞きします。

また、危機管理課が増設されるということで防災課よりちょっと一歩進んだ姿勢というか、そういうものを感じて、また庁内の横断的、全体調整ということで非常に期待をするところですが、その中で先ほどの外国からの武力行使であるとか特に感染症などはどう対応していくのか、また来年度予算に課としてどういう事業として上げていくか考えておられることがあったら、お願いします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 税務課長。

税務課長

(長 野 了 君) 税務課長です。

川岸議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、御発言があったように後期高齢者、介護保険料滞納されている人、いろいろな事情があるでしょうとおっしゃるとおりだと思います。今後賦課業務と徴収業務の一部が違う課でやることにつきましては、今御発言があったようにそういった多少デメリットも考えられるところではございます。そういったことは今、両課とも話し合いながら、どうやっていこうかということを進めています。

おっしゃるようにしっかり連絡調整の会議、打合せ等の会議を

定期的に開いて、実施していきたいと考えております。

なお、例えば袋井市、磐田市、掛川市については、地方税についても賦課する課と集める課が違う課でやっております。そういったところの連絡調整のあり方とか、そういったことを参考にして、今、御発言があったことのないようにしっかり対応してまいりたいと考えております。以上です。

議 長
総務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ）総務課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

豪雨・地震以外の危機にどのように対応していくのかといったことでございます。

基本的に地震の対応、豪雨の対応における現在の町のシステム、仕組みを他の危機にも当てはめまして、危機管理監をトップとした対策会議等を通じて即断即決で迅速的確に危機事案に対処していくと考えてございます。以上です。

議 長
5 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ）5 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ）まだ課が設置されていないと思うのですけれども、次年度に対しての事業等何かあれば、お願いします。

議 長
総務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ）総務課長です。

川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初に 1 問目の質問の時に予算について質問されていましたが、回答漏れでございます。その予算についてから回答させていただきます。予算については現在のところ、当初予算に盛り込んでおりません。

来年度具体的にどのような取組かということについては、新型インフルエンザに関しましては、平成 27 年に作りました行動計画がございますので、その行動計画の見直しであったり、あと行動計画等が作っていないような危機についてはそういった計画を作っていくといったようなことを現在考えてございます。以上です。

議 長
4 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 4 番、平川勇君。

(平 川 勇 君) 平川です。

危機管理課ができるということで非常に良いことだなと感じております。

町民からいろいろ相談があるのですが、災害の恐れがあるなどいったときに相談する窓口が防災課ということは分かっているのだけでも、防災課の所在が分からない。2階の奥まったところにあると非常に相談もしにくいという御意見がありました。

危機管理課が、これ想定されたときに、また同じ場所で考えていくのでしょうか、もしくはもっと町民と触れ合う1階にそのようなコーナーを設けるような予定があるのでしょうか、お伺いします。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

平川議員の質問にお答えをさせていただきます。

設置場所はどこかといった質問でございますけれども、現在の防災課につきましては防災機械の設置がいろいろされております。来年4月の防災課から危機管理課、課が変わることにつきましては、現在の2階の場所に引き続き危機管理課を置いておくという考えでございます。

ただし、今後を見据えまして、設置場所については今後検討をしていきたいと考えております。

危機管理課になったときに職員を増員するということで、佐藤議員の時に答弁をさせていただきましたけれども、現在の防災課のみですとスペース的に少し狭いものですから、現在2階の隣の部屋、組合が使っている執務室がございますけれども、そこについても、危機管理課の執務室として拡大をしていくというような計画をしてございます。以上です。

議 長
4 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 4 番、平川勇君。

(平 川 勇 君) 分かりました。

高齢者が相談に行くときには2階まで上がっていくということは非常にきついことだと思うのです。ですからそういった人たちにもっと優しく接触できるようなそういった考え方で、1階に相談員、そういったことを設けていただければと思います。でないと、せっかく防災課から危機管理課、本当に相談できる場所ができたという町民に対して「何だ、こんなに遠いところで階段上がっていかなくちゃいけないのか」というようなちょっと町民サービスでもう少し配慮が欲しいかなと思います。よろしくお願いします。

議長
防災監

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

ただいまの平川議員の御質問・御意見にお答えをいたします。

高齢者等がなかなか2階に上がってそのような災害であったり、そのような事前の相談等をするには大変だということで御意見いただきましたけども、現在、住民生活課、受付のところに御相談に来られた人、足が不自由でちょっと2階に上がれないという人、そういう相談も受けております。特に高齢者の運転免許経歴書の助成金の交付の手続き、そのような御相談が来る場合は住民生活課にまずお話しに来た場合は、防災課職員が1階まで行って、それでお話を聞いて書類等も1階で御説明をして対応しているということもございますので、一応そのような対応をしているということでございます。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

11 番、西田彰君。

11 番議員

(西 田 彰 君) 西田です。

危機管理課の件について御質問します。

今、国民意識の中で非常に高いものが防災に関するものだと思います。そういった中で、ただ単に防災課を危機管理課にするというのは、ちょっとどうかなと思います。例えば防災に精通した専門監を入れるとか、そういったことも考えているのかどうか、

議 長
総務課長

これを質問します。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、防災課を危機管理課にするにあたりまして、危機管理監について専門的な人をとということの質問でございますけども、町におきましても専門的な人を確保したいということでいろいろなところに打診をしてまいりましたけども、現在においてそれに適応した人というのがまだ見つかっておらない状況ではございます。ここについては引き続きそういった専門的な知識を持った専門監の確保に今後も努力をしていきたいと考えてございます。

それから危機管理課の業務でございますけども、例えば鳥インフルエンザが発生しましたとなった時に、現在の町の体制では産業課が現場の対応もする、役場の中の会議調整も産業課が行う、マスコミ発表も産業課が行うというようなことで、時間もかかりますし、適切な判断もできないというようなことが考えられますので、鳥インフルエンザが発生しても、会議を招集するのは危機管理課であり、報道発表も危機管理課が行うと、ただ現場の事態対応についてはもちろん産業課でやっていただきますけども、そういう形で仕事も分担できると考えておりますし、豪雨・地震等で知識、技術等を養っております防災課がございますので、それを危機管理課に改めて先ほど言いましたそのシステムをほかの危機にも当てはめるということで考えております。豪雨、地震等の危機が発生したときの持っている知識を転用して、ほかの危機にも対応するということですので、ほかの課が対応するよりもそこについても速やかに迅速に的確に判断できるということで、そこら辺を考えまして防災課から危機管理課に移行するということで考えてございます。以上です。

議 長
11 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） おそらく各市町でもこういった方向に動

いていることによって、人材もなかなか確保できないという状況だと思います。それであるならば、職員の教育専門家を呼んで、数か月研修をすとか、しばらく、半年でも1年でも森町に在住してもらって、そういった知識を職員皆さんが身に付けるというような対応も必要かと思いますが、そういった対応は考えられますでしょうか。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

職員の教育等々につきましては、どのようにしていくかというのは、先ほど川岸議員の質問の中で特に当初予算には含んでいないというようなことで答弁させていただきましたけども、今後職員教育につきましても、近隣市町等々に情報提供いただきながらどのようにやっていくかということで検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

(佐 藤 明 孝 君) それでは、今の西田議員の質問に関しましてですが、今総務課長からお話があった鳥インフルエンザ等動物が媒介するような伝染病、感染症等については、やはりなかなか専門ということ等は難しいところがあるのではないかなと感じます。したがって私、以前、一般質問でもう当局に訴えましたが、獣医師等の資格を持った人が公務員として採用されているならば、そういった人を中心にそれなりの対応等ができるのではないかと思います。ただでさえ獣医師の資格を持った公務員、例えば職員等はどこの自治体においても不足をしていると聞いております。したがって森町役場につきましても、今後はそういったことを踏まえた上で、獣医師等の資格を持った公務員の採用も図るところをまたお考えいただければと思いますが、これ一点だけ、そういった考え方を伺いたいと思います。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

動物の関係の御質問だと思いますが、鳥インフルエンザ等々動物のそういったものにつきましては、県の西部家保というところがございまして、そういったところに相談をしたり、指示を仰いだりということで現在進めております。

また、西部家保の中にもそういった獣医師の免許を持っている人もおられて、いろいろな助言指導等が行われておりますので、そういったところを活用しながら、今後も進めていきたいと思っております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、亀澤進君。

12 番議員

(亀 澤 進 君) この危機管理課のことですけど、先ほど説明の中で全庁的に取り組む危機に適切に対応していくためということですけど、この危機的状況をどのように誰が判断をして、この危機管理課に任せるのか、というところを御説明願いたいと思います。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

亀澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

こちらの危機が近づいているかどうかという情報につきましては、危機管理監が情報収集するといったものになりますけども、これは役場内の関係課からの情報提供もありますし、国・県からの情報提供もありますし、また報道等の情報もあるかと思いますが、基本的には危機管理監のところに情報を集め、危機管理監がその情報の中で判断をしていくといったものになります。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 12 番、亀澤進君。

12 番議員

(亀 澤 進 君) そうすると危機管理監個人といいますか、危機管理監が判断をするということですか。

やはり全庁で取り組むということなので、各課、また町長も全て含めてですけど、その人たちの意見を聞いて、これは危機的状況にあるということで危機管理課が初めて動き出すということではないのかなと思うのですが、先ほど鳥インフルエンザ等も本当にその危機的状況かという判断ももちろんあると思うし、これまでコロナ禍がありましたけど、あれはいわゆる災害ではないかという言い方があって、森町では防災課が対応しなかったのですけど、今後危機管理課ができることでそれを対応していく、そういった感染症も対応していくということになると思うのですが、それをやはり判断するのは、危機管理監一人だけでよろしいのですか。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

亀澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

危機管理監の業務としてそのような判断をするということでございますけども、その判断をするときには、担当課の意見ももちろん必要ですし、町のトップである町長の意見ももちろん集約をしながら最終的に判断をするということに、会議を開催するときには危機管理監の呼び掛けと言いますか、権限で開催をしますけども、これについては町長の許可が必要になります。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第78号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第79号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 川岸です。

ここでは9条例が挙がっていますが、懲役刑、禁錮刑が拘禁刑と一本化されることに対応するとなっていくのしょうけれども、このことに関する条例がこの9条例で済んでいるのかなと、もっとありそうな感じがするのですが、どうですか。

議長 (吉筋恵治君) 総務課長。

総務課長 (平田章浩君) 総務課長です。

川岸委員の質問にお答えをさせていただきます。

こちらの議案第79号の刑法の関係で、整理に関する条例でございますけども、町にある条例は9条例にこのような記載があるので改正をするというものでございます。

町には規則、要綱等々がございますので、そちらにはありますけども議会に諮る必要がある条例については9件ということでございます。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) 9条例が対象となるというところで記載がなされておりますが、過去にここに記載されているこれら条例につきまして、例えば懲役とか禁錮とか受けた人が現実にいらしたのかどうか、それをまずお聞きするということと、この懲役と禁錮というのは内容、中身が違うのです。これらを一本化して拘禁刑にするという背景につきまして、今一度御説明願いたいと思います。

議長 (吉筋恵治君) 総務課長。

総務課長 (平田章浩君) 総務課長です。

9 条例について懲役・禁錮が過去にあったかといった質問については、過去については調べてございませんし、ちょっと調べる方法もないかなと考えております。

それから、この刑法の一部を改正する法律につきましては、国のことですので、いただいた書面を少し読み上げさせていただきます。

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるなど、所要の措置を講ずるとともに近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等を鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げようとするものといったことで書かれてございます。以上です。

議 長
3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） こういった内容につきましては、ほぼ国が決定してきて、それで各市町へ落とすというような形にはなると思いますけれども、確かに過去においては、調べていないし、また調べる術がない、確かにその通りだとは思いますが、もしもそういったところがあるとなれば町でも、そういったところを把握しているのかなと思って、ちょっと先ほどお聞きしました。

それでこの拘禁刑というと、どのような形なのかなということで私なりにもちっと調べてみましたが、最後の文に受刑者の自発性、自立性を尊重する運用が求められるというところで、懲役、禁錮というれっきとした刑罰ですけれども、拘禁刑ももちろん刑罰の一種ではございますけれども、若干幅を持ったような緩みを持ったような、その受刑者そのものの人權等にも考慮したような背景かなと感じました。

分かりました、今の御答弁で結構でございます。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第80号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐 藤 明 孝 君) それでは、お願いします。

森町消防団条例の一部を改正する条例です。これにつきましては、機能別消防団員の新設と導入というところでお話を聞いております。この機能別につきましては、過去の経験等を生かして後方支援等にあたっていただくというところですが、この現場活動の後方支援等の指揮命令系統は、そういった新しく配属された元団員等については誰が行うのか。

そして後方支援等の中には、一定の知識、技術を持つリーダー的存在を班長とか部長等の階級に位置付けができるというところもございます。したがって元団員に対して、既に退団された人が指揮命令を下すとか、そういったことが現実にあるのかどうか、またそういった考え方は果たしてそれでよろしいのかどうか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

防 災 監

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

この機能別分団についての指揮命令系統の御質問でございますが、この機能別分団の分団長というものでございますが、現在の副団長が機能別分団の分団長を兼務するということになっております。この副団長からの指示に従い、機能別分団が活動していただくということになります。

基本的には副団長ということでございますが、この機能別分団の中の特に分団サポート班につきましては各分団出身者がそれぞれの分団の後方支援を行うということと考えております。

基本的には副分団長の指揮ですが、それぞれの分団においては、その分団の最上級階級者、出身分団の最上級階級の者の指示に従うということになっております。

分団長がいれば分団長、分団長がいないときは副分団長といったようにその現場での最上級の階級者の指示に従うということになっております。

その機能別団員がリーダー的存在になって基本団員、現役の団員の指揮というか、リーダー、部長という立場になることはないかという御質問でございますが、基本的には現役の基本団員が主となりますので、あくまで機能別分団員についてはサポート、その后方支援ということでございますので、現役団員の分団長なりの指示に従っていただくということになりますので、その機能別分団として班長であるとかリーダーを設けるということは、今の方針では考えていないということでございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

10 番、中根幸男君。

10 番議員

(中 根 幸 男 君) 10 番、中根幸男です。

消防団員数の減少、これは全協の資料にもありましたように現在の定数 393 人に対して実員が 293 人ということで4分の1、充足率が約 75 パーセントということですので、非常に減少しております。そうした状況の中で、今回、森町消防団員に機能別消防団員を設けることについては大変良いことだと感じております。

そこで機能別消防団員 70 人を想定されておりますが、団員の確保、あるいは募集をどのように今後考えているか、その辺の方法等あるいは団員の確保の目処がある程度ついているのかどうか、その辺をお伺いします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

防 災 監

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

ただいまの中根幸男議員の御質問にお答えします。

この機能別分団の確保についての募集の方法等を考えているか

という御質問でございますが、消防団としましてこの条例が御承認いただければ、年明け早々から現役団員による勧誘又は事務局としまして、町内回覧でも募集のお知らせをしていきたいと考えております。

目処は立っているかということでございますが、目処については今のところ立っておりませんが、現役の団員で勧誘等鋭意努力をして確保に努めていきたいということでございます。以上です。

議 長
10 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 10 番、中根幸男君。

（ 中 根 幸 男 君 ） 団員募集の方法として、町内回覧というようなこともありますけども、なかなか町内回覧ですとはっきり言って、見る人ばかりいないのですね。

ですので、ある程度募集要領のような A 4、1 枚のパンフレットのようなものを作って、現役消防団員に分ける、あるいは各世帯に分けるとか、そういう方法が有効ではないかと思うのですがその点どうでしょうか。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

ただいまの中根幸男議員の御質問にお答えします。

この団員の募集について募集要領のようにパンフレットを各世帯に配布するとか、そういうことはどうかという御質問でございますが、これにつきましては今後勧誘、募集を行っていく上で議員の意見を参考にさせていただいて、また検討をしていきたいと思えます。以上です。

議 長
11 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 西田です。

全協でこの条例に関して説明はありました。

消防団の O B、募集予定が 50 人ということです。定年を 60 歳と区切っているので、60 歳の人が入るということはまずないと思いますし、多分 55 歳ぐらいから入ってもらえれば、5 年間は活動できると思うわけです。全協でもちょっとお聞きしましたが、

議 長
防 災 監

OBは全体で何人おられるのでしょうか。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

西田議員の御質問にお答えをいたします。

消防団のOBは現在何人ぐらいいるのかという御質問でございますが、消防団を退職した退職者の人数でございますが、平成14年3月31日から令和6年3月31日までの退職者数の集計でございますが、年齢でいきますと36歳から58歳まででございます。累計が1,273人ということでございます。ただしこの中で中途退団した人もいらっしゃいますので、実際の人数はこの合計数より多い見込みということでございます。以上です。

議 長
11 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） まだOBとはいえ、勤めている人も相当おられると思いますので、数はやはり限られるのかなと思います。

消防団活動は機能別でということですので、正団員とは活動の量は少ないと思いますけども、かなり募集も大変かと思いますが、この機能別消防団を活発に機能させるようにするために、先ほど中根議員からもありましたように、募集情報とかそういったものをしっかり出していただいて、森町のために頑張ってもらおうというように案内を出して、募集をかけてもらいたいと思います。以上です。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

ただいま西田議員の御意見でございますが、実際に募集をかけていく中で、町内回覧等というお話もしましたが、今後また消防団とも議員等の意見をお話しして、工夫してなるべく多くの人に機能別団員になっていただくように工夫をして募集をかけていきたいと思います。以上です。

議 長
2 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 2 番、清水健一君。

（ 清 水 健 一 君 ） 2 番、清水健一でございます。

この機能別消防団の制度というのは本当に我々町民にとっても、実際に有事があったときにいち早く駆けつけてくれるということで、大変頼もしいと思います。

そこで、例えば僕も正団員の時には勤め人だったので、その企業とかその会社に消防団員に対する協力依頼というものが確かに文書で出されたという記憶がございます。

それからもう一つは、例えば町内に住んでいたのだけど、今ちょっと近くの町外に住んでいるけども、消防には入りたいと言って消防に入っている現役の方人がいるとも聞いていますし、逆に職場が袋井とか掛川とか磐田とかというところにいる人も、そのOBにはいっぱいいると思うので、そういう人たちも含めて、この現役の人たちと同じような募集のエリアなのかということをやちょっと確認をしたいと思います。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えをいたします。

この機能別分団の団員の出身等の範囲の御質問でございますが、基本的にはこの基本団員と同じ出身等の要件を条例でも謳われておりますので考えておりますが、現在、条例で基本的には町内ということでございますが、任命権者が認める場合はこの限りでないということでございますので、現在も町外の団員が消防団に入団されておりますので、その部分は基本的には町内の団員ということでございますが、町外であっても団員となることができるということでございます。以上です。

議 長
2 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 2 番、清水健一君。

（ 清 水 健 一 君 ） 了解しました。

それで最初に言った、例えば僕も会社において会社の人の協力というのがあることで、例えば招集がかかった時に、本当に出やすい、活動しやすいということがあって、その消防団からそういう協力をお願いしますというような協力依頼みたいなものがあつ

て、結構助かったという記憶があるのですが、その辺についても現役の団員と同じような協力依頼みたいなものが、企業さんとか働いている団体に出していただけるのかどうか、お願いします。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

現役団員につきましては企業に協力依頼ということで現在も依頼文を出させていただいているところでございますが、機能別分につきましては同じくそのような方向で考えていきたいと思っております。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、中根信一郎です。

機能別団員についての分団のサポート班、全員で 50 人を定員として考えているということだと思いましたが、できるだけ各分団から 10 人ずつぐらいを予定しているということだったと思いますが、その辺定員に満たない場合もあるかもしれませんし、各分団によっては 10 人以上の場合もある。そういったことがあるかと思いますが、定数に趣を置くのか、各分団で 10 人が 11 人、12 人であっても、よその分団が少なければそれで調整をするのか、それについて伺いたいと思います。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

ただいまの中根信一郎議員の御質問にお答えいたします。

この機能別分団の分団サポートについて、その配分といいますか人数の流用についての御質問かと思われませんが、基本的にはそれぞれ 5 分団あります。それで 10 人ずつ後方支援として定員を設けておりますが、この機能別分団につきましては、その定員については弾力性を持たして考えたいと思っておりますので、例えば

人員が不足する分団については、先ほどの中根議員のおっしゃったとおり、ほかの分団で多く採用するということもあります。そこはそう補っていったって、全体の定数ということで確保していければと考えております。なるべく、この機能別分団の団員数については弾力性を持って考えていく方針でございます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）他に質疑はありませんか。

7 番、加藤久幸君。

7 番議員

（ 加 藤 久 幸 君 ）7 番、加藤でございます。

機能別消防団員ということで大変良い制度かなと思います。日本国内では 2,177 団中 705 団が導入されている。それから県内でも 35 団中 23 団が導入をされているとお聞きしていますけども、この導入にあたって、現場の声はどのような声が上がっているのか、それをお伺いしたいと思います。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）防災監。

防 災 監

（ 小 澤 幸 廣 君 ）防災監です。

ただいまの加藤議員の御質問にお答えします。

この機能別分団の制度の導入にあたり、現場の声はどのような声が聞かれているかという御質問でございますが、基本的にはこの機能別分団については消防団でこの定員数の減少を危惧して、課題として、OB、また女性消防団員が検討委員会を設立いたしまして、検討していったということでございますので、当然この導入にあたって現場としては非常に消防団として助かる、助かるといいますか効果的な制度だということで認識をしております。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）7 番、加藤久幸君。

7 番議員

（ 加 藤 久 幸 君 ）現場の声もそのような声が上がっているということでよく分かりました。

もう一つ、今導入されていないところが県内では 6 市 6 町ということですが、導入を現在されている消防、行政、そこの意見といいますか、導入したけど、こういう良いことがあるけど、当然な

議 長
防 災 監

がら悪いこともあると思うのです。メリット・デメリット、その辺をどんな声が上がっているか教えていただきたいと思います。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

ただいまの加藤議員の2問目の御質問にお答えをいたします。

この導入されている市町、それぞれありまして、それぞれの導入しているところのメリット・デメリットのいろいろな意見を聞いているかという御質問だと思われませんが、特に直接そういう意見というものは聞いておりませんが、参考になっている市の意見としましては、とにかく消防団員が増員されること、サポートが後方支援をしていただけることについては非常にメリットだという話は伺っております。デメリットについては特に聞いてはおりませんが、現役団員との連携をとって上手くやっていくといえますか、これは個人的な意見といえますか、考えでございますが、OBでございますので当然現役団員と年が離れている人もいらっしゃると思います。そこら辺の現役団員との連携、一緒に消防団活動を行っていく上で、それぞれ尊重し合ってやっていただくということが理想かと思いますので、そこについては実際にまだスタートしていない部分でございますので分からないところが多いですが、私としましては現役団員との関係性といえますか、上手くやっていくといえますか、そういうことが課題になるかなと思っております。以上です。

議 長
7 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 7 番、加藤久幸君。

（ 加 藤 久 幸 君 ） よく分かりました。

参考にされた市があるというお話でしたけども、それはどこの市になりますか。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

参考にされた市はどこかということでございますが、近隣で、まだ袋井市については機能別分団は採用されていないということで

ございますので、磐田市の消防団の御意見といたしますか、そこをいろいろ担当から参考にさせていただいたというところはございます。以上です。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

1 番、増田恭子君。

1 番議員 （ 増 田 恭 子 君 ） 一点だけ確認させてください。

機能別分団の定員が 70 人ということですがけれども、この 70 人の定員に達するまで募集をし続けるということになるかどうかをお伺いします。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

防 災 監 （ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

増田議員の御質問にお答えをいたします。

定員 70 人に達するまで募集を続けるかという御質問でございますが、消防団の人員については基本的には 3 月には確定しなければいけないということがございますので、先ほども述べたように、1 月年明け早々から募集をかけまして 2 月いっぱいまで、想定としましては、募集をかけていくということで考えております。そこで定員に達しない場合も一度定数を確定するといえますか、締めていきたいと考えております。以上です。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 1 番、増田恭子君。

1 番議員 （ 増 田 恭 子 君 ） 分かりました。年度ごとということになるかと思われます。募集の仕方ということで、先ほどほかの議員からも質問がありましたけれども、いろいろな形で町民の皆様の目に届くようにしていただけたらと思います。ホームページに載せたりとかというのもこの条例が認められた段階でされるということでしょうか。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

防 災 監 （ 小 澤 幸 廣 君 ） 増田議員の 2 問目の質問にお答えをいたします。

この機能別分団の条例が承認されましたらホームページに掲載

議 長
町 長

していくかという御質問でございますが、先ほども答弁したように、いろいろな手段で工夫をして募集をかけていきたいということで考えてございますので、ホームページにも募集をかけていくということも考えていきたいと思っております。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） 議案第 80 号、消防団の機能別消防団員の導入につきまして、様々な御質問・御意見をいただきましてありがとうございます。

これまでの説明や答弁でも申し上げてきましたように、今回この機能別消防団員の制度の導入ということにつきましては、現場消防団で消防団員の確保について非常に苦慮している、そういう状況の中から当然危機感も持って、どのようにしていくかということを数年にわたって検討していただいております。その中から、今年度の女性消防団の採用、また来年度からは機能別消防団員の導入ということで、今回こうして条例の一部改正をお願いしているところでございます。

ですので、先ほど防災監からこの条例案が可決されれば募集を開始していくということを申し上げましたけれども、既に現役あるいは直近で退団された消防団員の中には、退団したら機能別消防団員として活動したいという希望者もいらっしゃるということで、まだ正式に募集をしているわけではありませんが、そういう意味ではゼロからのスタートではないということを申し添えさせていただきます。ただし、定員 70 人を謳っておりますけれどもこの定員がすぐに満たされるということも難しいかという認識もございます。そういった意味で年度ごとの募集については当然、定員を確定する意味で締め切りますけれども、毎年度募集を続けていくということになろうと思いますし、方法につきましても御提案いただいた様々な方法を用いて確保に努めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、これからスタートする制度でございますので、

現場でどのような不都合があったり、また改善点が出てこようか
と思いますので、そういった点については、柔軟に今後対応して
まいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、森町の地域防災力の維持強化のため
に行うものでございますので、ぜひ議員の皆様におかれましても
御理解と、また団員募集につきましても御協力をいただければ幸
いですので、よろしくお願いいたします。

議 長
12 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 12 番、亀澤進君。

（ 亀 澤 進 君 ） 定員 393 人に対して実員が 293 人という
ことで、100 人不足しているということでございますが、今回の機
能別消防団の定数は 70 人ということで、なぜ 100 人足りないところ
を定員 100 人にしなかったのかということと、それとあと今現
役の消防団の定年齢は 40 か 41 ちょっと分かりませんが、40 歳
代ぐらいじゃないかなと思うのですが、その前に退団をされてる
人が多いわけですけど、その年齢差といいますか、その部分
の活用は考えなかったのか。

あとそれと 3 点目になりますけど、現状の消防団への兼職とい
いますか、公務員がそこに兼職することは特例で認められており
ますけど、議員についてもそうだと思いますが、この機能別消防
団についても同様なかどうか、その 3 点お願いします。

議 長
防 災 監

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 防災監。

（ 小 澤 幸 廣 君 ） 防災監です。

亀澤議員の御質問にお答えをいたします。

最初に定数が 100 人足りないのに機能別消防団をなぜ 100 人に
しなかったのかという御質問でございますが、この機能別消防団
の考え方としまして、定数が足りない部分を補うということも当
然でございますが、この機能別分団の役割、それぞれどのような役
割を担っていただくかということをもまず話し合われたと思いま
す。その中で広報班であるとか、分団サポート班、ラップ班とこ
のような後方支援が必要であるということで、それぞれ後方支援

として適した人数を定数として考えていったということでございますので、そこで30人今の団員より足りないということもございますが、100人補ったといたしましても、また現役の消防団の数が減った分この機能別分団を増やすと、このようなことは特に考えていないということで、まず現役の消防団が消防団活動の主体となりますので、この足りない部分、これについても今後機能別分団と同様、現役の団員の募集、これについても鋭意努力をして定員に達するようにしていきたいというのが消防団としての考え方ということでございます。

それと、今の条例上の年齢が45歳未満ということで、一般の団員については35歳で退団ということで、その間の退団者の活用を考えないのかということでございますが、基本的にはこの45歳というのは議員も御承知だと思いますけども、本部役員に上がって団長まで勤めてこの45歳未満、44歳ということで想定して年齢を決められていると思われませんが、一度35歳で退団した人についても、1回退団して機能別分団に入団するというのも可能ですし、そのまま35歳で退団しても継続して現役消防団を続けるということもできますので、そこは機能別消防団に限定せずに現役消防団として続けていただくという選択肢もあるのではないかと考えております。

それで、3問目の公務員が兼務で消防団に就くといった内容かと思われませんが、これについては今までも認められていると思われしますので、機能別消防団においても同じ内容かと思われします。以上です。

議 長
12番議員

(吉 筋 恵 治 君) 12番、亀澤進君。

(亀 澤 進 君) 定年齢、定数につきましては了解です。今の兼務、職務を兼ねることが思われますということですけど、可能なかどうか、今の現の消防団では特例という法律がございませすので、それは大丈夫だと思うのですが、この機能別消防団についても同じなのかということちょっとはっきり分

かればと思いますけど。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 10 時 57 分 ～ 午前 11 時 10 分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

防災監。

防 災 監

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

先ほどの亀澤議員の御質問の中で機能別消防団員が公務員との兼職は認められるかということの御質問でございますが、これにつきましては現役消防団、基本団員と扱いは同じということでございますので兼職は認められるということでございます。

それと、先ほど年齢の御質問で 45 歳まで、その前に退団したもののについて 45 歳までの間で検討はしなかったのか、その機能別消防団、その間に引き延ばすということ、その検討はしなかったのかということでございますが、そこにつきましては、検討委員会で検討していったということで、その検討内容についてはちょっとこちらでは把握していないということでございます。以上でございます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

日程第 5、議案第 81 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

(佐 藤 明 孝 君) それでは議案第 81 号について質問いたします。

まず災害弔慰金の支給に該当するか否かの判定を審議する機関が必要ということで、同条例が改定され、上程されております。

審議委員につきましてはどなたが就任されるのか、またこの審

議 長
福祉課長

議期機関そのものはどこに置かれるのか、その点ともう一つは災害関連死と認める場合、因果関係は何をもって証明されるのか、また誰がそのように認定をされるのかという点をお聞きしたいと思います。

（ 吉 筋 恵 治 君 ）福祉課長。

（ 小澤貴代美 君 ）福祉課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

現在こちらで御審議いただいている改正条例の中で森町の弔慰金の支給に関する審議をするための審査委員会の設置について、委員はというところで御質問かと思います。

この改正につきましては、森町では今回このように検討をしているところではございますが、具体的な委員会の設置の内容については、ここまでに制定している市、特に静岡市等の現状を学ばせていただきながら、想定をしているところでございます。

委員の想定でございますが、国でも示している部分がありますのでそれも含めながら、委員には専門職として、医師、弁護士、その他町長が認める者の5人以内で構成すると考えております。

設置については、庶務を福祉課において処理するように考えておりますので、そのような運びになろうかと思います。

3問目には、この関連死と認める因果関係や誰がそれを決定するのかという御質問であったかと思いますが、この因果関係について素人が見ただけでは非常に判断しづらいというところで、それぞれの状況を調査するような形を設け、その調査書を上げて委員の医師、弁護士、その他専門的な知識を持っている人たちに御審議いただき、その委員会の答申を得て町長が決定し、判断をしていくと考えております。以上です。

議 長
3番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ）3番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ）審議委員会等については今のところは静岡市等を参考にして想定の間段階であるということではまだはっきりはしていない、これについては分かりました。

この関連死につきましては、今おっしゃってくれたように審議委員会委員そのものがお医者さんとか弁護士とかその他町長が指名した人等で5人以内という御答弁でしたけれども、ただ因果関係については本当に確かに難しいところがございます。したがって、例えば現場等へ出向かないと、そういった関係もつかないといった場合については、今おっしゃってくれたようなお医者さんとか弁護士さん等が現場まで出向いて、そういったところも判断されるのか、それとも補助的な誰か役割をする人がいらっしゃって、その人の報告等、調査結果等をもとに判断されるのか、その点をちょっと追加でお聞きしたいと思います。

議 長
福祉課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）福祉課長。

（ 小澤貴代美 君 ）ただいまの佐藤議員の2問目の御質問にお答えいたします。

確かに因果関係の判断は非常に難しいところかと存じます。国でも基準の線引きはしていないのが現状です。なぜならば基準を引くのが大変難しいということで、国では事例集を出しておりまして、様々な災害における関連死の認定についての事例を挙げながら、この中から判断基準を考えていただきたいというような形で作成をされているところです。

ですから、もし森町においてもこの審査会が開かれた場合も、その因果関係についてあるかどうかの判断においては、これらの事例集等々の資料を御提示申し上げて、それをまた判断材料にしていいただきながら確認していただくようになろうかと思います。

現場を確認する必要がある場合は現場に向かうのかというところもございますが、この審査委員会を開くときに、その災害の後の状況がどのようなになっているかというのなかなか見通しが立たない中でございます。審査委員会にその申し出をいただく段階で状況がどのようなになっているかもなかなか難しいところかと存じますので、聞き取りの中、申し出のなされる人の中から状況を把握したり、よく知る現場へ向かった者からの聞き取りをしたりと

議 長
3 番議員

いうところで、状況においての資料を多く集め、委員会へ提出して御審議をしていただくことになろうかと思います。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 今、福祉課長が答弁なされたように確かに因果関係すごく難しいものがあると思います。したがって、例えば災害等が発生してその結果どなたが亡くなってしまったと言った場合については、それを因果関係による労災死でありますよということを認定する、その期間的なものというのは国とか何かの方針ではどのぐらいの期間を定めていらっしゃるのか、例えば災害が発生して1週間以内なのか、1か月、場合によっては半年、1年ぐらい経っても、まだそういった形で関連死と認定されるのかどうか、その点だけ最後にお聞きしたいと思います。

議 長
福祉課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 福祉課長。

（ 小澤貴代美 君 ） 福祉課長です。

佐藤議員の3問目の御質問にお答えいたします。

認定の期間、また申し出の期間ということによろしいかと思いますが、ここは大変難しいところだと思っております。他に起きた災害では被災後6か月という事例もありましたが、またそのほかの災害ではいつまでという明記はしていないものがほとんどかと思えます。そこに応じてやはり審査会を設けて審議をしていくというのが重要になってくるかと存じます。

また、これまでの大災害における関連死の審議等の事例集等も踏まえながら、その場合においてその都度確認し、検討していくことが必要になるかと存じます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

12 番、亀澤進君。

12 番議員

（ 亀 澤 進 君 ） 委員会の設置は、災害関連死があった場合のみ、開かれる委員会ということでしょうか、それとも、今後災害弔慰金等支給対象者が現れた時点で必ず委員会が開かれるという考え方でよろしいのでしょうか。

議 長
福祉課長

(吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

ただいまの亀澤議員の御質問にお答えします。

審査会の開催は関連死のみなのか、弔慰金の支給全てなのかということかと思いますが、弔慰金の支給全てに審査会が必要とは考えておりません。直接死の人でこちらでその災害によって亡くなったということが既に判明していれば、至急事務を進めていくことが可能かと存じます。関連死、これに含めてこの弔慰金の支給等に関する条例の中には災害で受けた障がいの認定についても謳っております。こちらについても、認定をするのにふさわしいかどうかというところについて疑義があれば、関連死の認定と同じように審査会の中で御審議いただき、答申をいただく運びになるかと存じます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第82号「令和6年度森町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐 藤 明 孝 君) それでは、補正予算の関係につきましてお願いしたいと思います。

まずは予算書の10ページになります。第2表、繰越明許費の補正でございます。これにつきましては令和7年度にわたり事業を実施するため、繰越明許に追加となっております。繰越明許につきましては、翌年度が年限となっております。したがってこの繰越明許の事業については令和8年度にはかからない、こういう解釈でよろしいのかどうか。

それと、令和7年度にわたる事業となっておりますけれども、

議 長
建設課長

令和7年度にわたる事業に伴うその事情とはどういったものによるものか、その点を確認のため御答弁願いたいと思います。

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

予算書10ページ、第2表、繰越明許費を補正ということでございますけれども、まず期間が令和8年度にはかからないかということでございますが、本補正予算がお認めいただければ、年明け早々に入札をいたしまして、河川工事3件でございますが、こちらの事業を実施していきたいと考えております。こちらの目論見といたしましては、年度が変わりまして5月末までに、なるべく雨季の前までにこの工事を終わらせたいということで、年度はまたぐのですが、そのような工期設定で考えておるところでございます。

なぜ今かということでございますが、こちらにつきましては緊急自然災害防止事業ということでございまして、国に申請した確認結果の通知が下りてきたのが11月13日ということでございまして、12月の補正予算に上程させていただいたということでありまして、そうしますと工期がやはり正規な工事日数の確保がどうしても困難ということで、年度内での完成は難しいということでこのような形で繰越明許ということで挙げさせていただいたところでございます。以上です。

議 長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) ただいまの建設課長の御説明で大概分かりました。

一点だけ確認したいのですが、例えば令和7年度に入ってから材料費等の金額変更等がありましたと。したがってその予算づけだけではちょっと間に合わないという事態に陥った場合につきましては、更にまた補正をつけられるのか、その点の御答弁をお願いしたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

建設課長

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

年度が変わりましたら、資材単価や労務費単価が上がるのではないかと、その場合また補正が必要かという御質問でございましたが、積算のルールといたしまして、発注時点の積算単価、これを使って設計しておるわけでございます、変更の対象となるものにつきましては、元の工事に追加するとか、増減するものについては設計時点での単価を採用するということでございますが、全く新しい工種になった場合には、新しい単価を採用するというルールのもとでやってございますので、その変更が生じた時点、設計変更するときの単価で変更するということでございますので、基本的には今時点の設計単価でもって設計変更をしていくと考えておりますので、そこでそんなに大きな変更というのは今想定しておりませんが、もし現場の状況でどうしてもまたそのような状況になりました暁には、またその時点で予算を考えさせていただくということになろうかと思えます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) 川岸でございます。

今の関連で説明書の 29・30 ページです。土木費河川費河川維持改修費、町単独河川改修事業の繰越明許の 3 件の工事というものの内容を詳しく教えていただきたい、金額と工期等は先ほど伺いましたので大丈夫です。

それから続きまして、37・38 ページ、11 款 3 項その他公共施設等災害復旧費として、旧泉陽中グラウンドの復旧工事などが挙げられておりますが、土砂等処分手数料が 4,100 千円、そしてグラウンドの復旧工事というのが 8,200 千円、これは 3 月にはしずおか未来カレッジが開校する中で、どのように復旧していくのかということを伺います。

もう一点だけお願いします。31・32 ページ、8 款 5 項 1 目住宅

議長
建設課長

管理費の定住推進課、建築物等耐震化促進事業費補助金 18,200 千円が追加で確保できるということで、これで何件分、耐震化に充てられるのか、また無料診断が県で延長されたということで、またこれからも増えるのではないかと思うのですけれど、県の補助金を今後も確保できそうかどうかというところを伺います。

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

歳出事項別明細書の 29・30 ページ、8 款 3 項 2 目、河川維持改修費 0002 町単独河川改修事業、河川改修工事の内容はということでございますが、先ほど 3 件の工事ということで申し上げましたが、まず 1 件目でございますが準用河川椿沢川改修工事でございます。こちらにつきましては延長が 62.7 メートル、主な工事いたしましては、護岸工と舗装工と暖速工法でございます。予定工事費につきましては、3,200 万円ということでございます。

2 件目です。こちら準用河川椿沢川改修工事でございます。椿沢川につきましては、両箇所とも鍛冶島地内になります。こちらにつきましては、延長が 20 メートル、工種いたしましては、護岸工が 80 平米、それから根固め工が一式でございます。こちらにつきましては、9 月の 8 号補正にて、委託料を 4,500 千円いただいておりますので、そちらの設計がほぼできてきたということでございますので、予定の工事費としまして 1,550 万円でございます。

それから 3 件目でございますが、準用河川大洞院川改修工事ということで、橘地内になります。延長が 83.8 メートル、護岸工の改修でございます。予定工事費につきましては 3,400 万円ということで、合計 81,500 千円ということでございます。以上です。

議長
防災監

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

予算書の説明書 37・38 ページ、11 款 3 項 1 目その他公共施設等

災害復旧費の 0001 その他災害復旧事業に関わる御質問でございますが、3月には静岡教育開発研究所株式会社が事業開始予定ということで、それまでにどのような復旧を行うかという御質問でございますが、まず少し経緯から説明させていただきますと、この旧泉陽中グラウンドでございますが、令和4年9月の台風15号及び令和5年6月の台風2号の影響による豪雨災害の発生土の仮置き場として指定をいたしました。その中で一時は大量の土砂が搬入され、数千立方メートルほどの土砂となったかと思いますが、この土におきまして町の建設事業者等にも工事間での土の流用について通知や呼び掛けなどを行いまして、協力をいただいた結果、当初より相当な数量の残土を減らすことができました。この度、旧泉陽中学校の跡地利活用事業者も来年度、令和7年度から事業を開始するというので、それに伴いまして現状復旧を行うということでございます。

まず、この手数料の4,100千円でございますが、現在、山に積み上げられています残土が200立方メートルほどあります。それと2年間でグラウンド全体になじんでしまっている石が混じった土もすき取る必要がございますので、そのような土も含めて約600立方メートルの残土量が出るということで、この残土の処分に4,100千円を見込んでおります。それと工事請負費の8,200千円でございますがこの旧泉陽中学校グラウンド復旧工事ということで、まず土をすき取った後、グラウンドに適した土、サバ土といわれる土を平均で5センチ程度の厚みで敷均しをしまして、転圧していくというようなクレイ舗装というグラウンドの整備を行う上で一般的な工法で施工をしていくという予定でございます。

これらの復旧工事について、来年3月までに工事を行って仕上げをしていきたい、復旧をしていきたいと考えております。以上です。

議長
定住推進

(吉 筋 恵 治 君) 定住推進課長。

(鈴 木 孝 佳 君) 定住推進課長です。

課 長

川岸委員三つ目の御質問、説明書 31・32 ページ、8 款 5 項 1 目住宅管理費、18 節負担金、補助及び交付金のうち、建設物等耐震化促進事業費補助金 18,200 千円の内訳につきましてですが、木造住宅の耐震改修事業補強計画一体型これにつきましては、高齢者世帯等 1 戸当たり 140 万円の 13 件分を見込んでおりまして、18,200 千円となっております。

またもう一点、無料耐震診断が延長されたということでの御質問でございますけれども、県の担当部局としましては令和 7 年度も無料耐震診断を延長していきたいという意向ではございまして、県内市町足並みを揃えて進めていきたいという話ではございますけれども、これにつきましてはまだ確定したものではございませんし、森町としましても無料耐震診断と耐震補強事業の効果等をあわせて令和 7 年度も検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) どちらも了解いたしました。

次の件を申し上げたいのですけれども、25・26 ページ、6 款 1 項の山村振興費の委託料、天方宿泊施設指定管理料の 330 千円はという理由で補正されているのか伺います。

次の質問が 19・20 ページですけれども、3 款 1 項の介護保険事業費、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金、これは見守りカメラとか見守りロボットみたいなものだったと思うのですけれども、一人当たりの単価がどのように変更になって増えているのかということをお伺いします。

その下の 3 款 2 項、児童福祉総務費の 0002 児童福祉費、総務経費の委託料が入札により 3,000 千円執行見込みがなくなったということの経緯をお伺いいたします。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと

思います。

25・26 ページ、6 款 1 項 6 目山村振興費 12 節の 0001 山村振興事業費、天方宿泊施設指定管理料を 330 千円の御質問だと思しますので、そちらにつきまして御回答をさせていただきたいと思えます。

まず、今回改めまして、天方宿泊施設に指定管理料を支払うということで、経過をちょっと先に御説明させていただきたいと思えます。天方宿泊施設とその敷地の中には、農事組合法人あじさいグループのほっとりということでコテージとほっとりが敷地の中にございます。それで、両施設とも平成 11 年に山村振興等農林漁業特別対策事業によりまして宿泊施設、それからほ通りのそば打ち体験施設を建てました。その後平成 12 年 4 月から両方の、宿泊施設とほ通りの営業が開始されてございます。そういった中で、今年の令和 6 年 3 月まで、このそば打ち体験施設のほੱりにつきましては、5 人体制でそばを提供していて、営業を週 3 日ほど、営業日は 3 人で営業をしてございました。令和 6 年 3 月まであじさいグループでほੱりを 5 人体制で営業してございましたけども、営業日は 3 人で営業していたと、その同月 3 月に高齢と病気等で二人があじさいグループを退職されたということでございます。令和 6 年 4 月から 3 人体制で日曜日だけの営業をしてございました。日曜日だけのほੱりの営業ですと、どうしても事業利益が上がらない、損失が出るということになりまして、令和 6 年 4 月 24 日にあじさいグループさんで臨時総会を開いた中で、ほੱりを締めましょうというようなお話になり、決定をいたしました。その後、ほੱりさんを締めるという話が出たものですから、それを聞いたあじさいグループの知り合いがその後ちょっと引き継いでやってみようかというような話で、5 月から 7 月の間、あじさいグループさんの従業員さんの指導を受けながら、営業をしていたわけですけども、営業してもやはり赤字が出てしまうのでということで、7 月にその人もお辞めになったとい

う経緯がございます。その後、あじさいグループさんから町に店を閉めるというようなことが決まってから、建物についてはコテージもあるので町に建物を寄附したいというようなお話がありまして、7月29日に寄附を承諾しますということで、あじさいグループさんに伝えて、施設自体を町の建物になりました。そうしますとあそこの敷地内には、今、株式会社アマガタさんに天方宿泊施設の指定管理をお願いしている状況になります。それで、今回あじさいグループさんが町に寄附したことによりまして、今、指定管理をお願いしています株式会社アマガタさんにそば打ち体験施設のほつりを追加する天方宿泊施設の管理に関する基本協定の一部を変更、そこを追加する変更協定書を株式会社アマガタさんと令和6年8月8日に結ばせていただきました。そういった経過がありまして、町が寄附を受けて、その建物につきまして、今指定管理であります株式会社アマガタさんに今後その施設の管理も含めてお願いしてもらおうということで、基本協定の一部を変更の手続きをし、締結させていただきました。

それで今、株式会社アマガタさんにつきましては、条例で規定しておりますように森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例第15条第4項の規定によりまして、利用料金は指定管理者の収入とするというところで、宿泊者の収入等によりましてその施設管理もお願いしているということで、今までは株式会社アマガタさんの指定管理につきましては、指定管理料というものはお支払いをしていなかったわけですが、今回、年度途中におきまして、あじさいグループさんがほつりをやめられたということでございました。今まで、施設につきましては浄化槽の維持管理、それから電気代、水道の維持管理代ということで、株式会社アマガタさんと農事組合法人のあじさいグループさんで負担割合を決めまして、その施設の維持管理をしていただいております。今回年度途中におきまして、あじさいグループさんが同施設内での営業から撤退されたことに伴いまして、その維持管理料といたしまし

て、今回、指定管理料ということで、株式会社アマガタ様に指定管理料を支払いたいということで、今回提案をさせていただいているところでございます。今回指定管理料を上げさせていただいていますけれども、今までと同じようにあじさいグループさんが使っていた施設に、今、株式会社アマガタさんにその施設の指定管理をしています。そういった形の中で、アマガタさんがほっとりがなくなったら、アマガタさんがいろいろな人の募集をかけております。中には何件かここで営業してみたいというようなお問合せもございます。そういった中で町といたしましては8月から3月までの維持管理費ということで今回計上させていただいておりますけれども、新たに新しい施設の管理者が見つかるまでの間の指定管理料ということで、今回考えさせていただいておりますので、あくまでも新しい人が見つかるまで指定管理料として今まで農事組合法人あじさいグループさんと折半していた部分についての指定管理料を支払いたいということで今回計上させていただいたということでございます。以上です。

議 長
福祉課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）福祉課長。

（ 小澤貴代美 君 ）福祉課長です。

続きまして、川岸議員の二つ目の御質問、説明書 19・20 ページの3款民生費1項社会福祉費、前ページから続いて4項の老人福祉費の中で、説明欄 0003 介護保険事業費の中の補助金・交付金にある介護サービス提供体制整備促進事業費補助金について、単価がいくら、どうなったのかという御質問かと思えます。

議員が、お話いただいたとおり、こちらの費用につきましては、聖隷の天宮サテライトへICTの活用した導入に係る事業でございまして、6月に補正4号で計上しまして、お認めいただき、現在進めているものでございます。こちらは補正の4号のときには、単価を45万8,000円ということで示しておりましたが、10月になって、県を通して国から単価の改正の通知がまいりました。単価が49万6,000円ということで、3万8,000円の増額で通知がま

議 長
健康こども
課 長

いりましたので、こちらでまた算出をしまして、増額分の計上を
させていただいております。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

川岸議員の三点目の御質問にお答えいたします。

19・20 ページ、3 款 2 項 1 目の 0002 児童福祉総務経費の中の森
町こども計画策定等業務委託料です。

これにつきましては、当初予算としまして 7,931 千円の予算計
上をさせていただいております。今年度に入りまして、4 月 17
日に入札を行っておりますが、5 社の入札の結果を受けまして、
N e x t - i 名古屋支店というところが入札されまして、契約額
につきましては 481 万 8,000 円ということで、その差額分の 3,000
千円を減額するものでございます。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 川岸です。

先ほどの産業課のほったりの件ですけれども、また新たな事業
者が今、募集されているということですのでけれども、決定したら、
また町とそういう管理委託の契約を結ぶということによろしいで
しょうかということが一点です。

続きまして、13・14 ページ、2 款 1 項情報管理費、D X 推進事
業の委託料、D X 推進業務委託料ということで、職員研修の費用
が C D O 委託の中で減額できるということだと思っておりますけれど
も、この C D O 委託ということに関して、どのような会社でどの
ような効果があるようなサポートをしていただいて、どうやって
減額になったのかという説明をお聞きしたいです。

その下の遠州の小京都リノベーション推進事業のまちづくりロ
ゴマーク制定支援業務委託料ですが、このロゴマーク、私はすご
く期待しておりまして、この遠州の小京都まちづくりのロゴマー
クができることで町民の皆さんにも意識も高まると思っています
し、非常に期待していたのですが、1,500 千円減額されると

議長
産業課長

いう変更内容の見直しということで、かなり気になるのですけれども、どう見直されたのか、お願いしたいです。

（吉筋恵治君）産業課長。

（栗田俊助君）産業課長です。

川岸議員の再度の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

新しくほとりの代わりにやっていただける人を株式会社アマガタさんで今指定管理をしているものですから、アマガタさんが今探していただいているような形になります。

それで、どの業者に決めていくかというのも指定管理者であるアマガタさんに決めていただくということで、今考えております。ですので、指定管理者であるアマガタさんと新しく入ってくるどなたになるか分かりませんが、業者とアマガタさんとその新しく今度入ってくる人との契約を結んでいただくということになります。その中でもアマガタさんとその新しい人の中で先ほど言いました電気代とかそういった形の中の負担割合もその中で決めていただいた中で今後運営していただいていくというようなことで考えております。以上です。

議長
政策企画
課長

（吉筋恵治君）政策企画課長。

（森下友幸君）政策企画課長です。

川岸議員の御質問にお答えしたいと思います。

説明書13・14ページの2款1項10目情報管理費の0002DX推進事業費1,000千円の委託料の減額ということで、町長からの提案理由説明では、職員研修分の委託について、CDO補佐業務委託内での実施や経営マネジメント事業を活用することで執行見込みがなくなったことが減額するものだという説明をさせていただきましたが、その補足をさせていただきたいと思います。

政策企画課が本年度設置されて、デジタル推進係という係が設置されまして、町でDXを推進するということをやっているわけですが、その中でDX推進事業費として、当初予算で8,800

千円を予算計上させていただいています。その積み上げとしましては、昨年、一昨年とやっていたC I O補佐官の委託業務に加えて、D Xの関係する研修を行うということで積み上げをしていたわけですが、今年度に入りまして、総務省から地域情報アドバイザーというものを派遣していただきまして、どのようなD Xの進め方をしていくかということを検討してまいりました。年の前半にそういったことを行ったわけですが、その結果、町のD Xを推進する体制として、C D O、最高デジタル責任者とC I O、最高情報責任者、こちらは副町長が兼ねているわけですが、その業務をそれぞれ分担して、外部に委託してC D O補佐官、それからC I O補佐官を設置したらどうかという提案をいただきました。そして業者選定をプロポーザル等で検討しまして、C D O補佐官につきましては、C o C o C o n s u l t i n g という会社を決めまして、9月に契約をして、戸塚芳之さんをC D O補佐官として選任いたしました。それからC I O補佐官につきましては、N T T西日本静岡ビジネス営業部というところを選定しまして、そちらから谷口広樹さんを選任させていただきました。やっていただくことにつきましては、C D O補佐官は経営課題や業務課題を分析して、デジタルも活用した戦略を組織横断的な観点で策定、推進する、デジタルに囚われず業務改善を行っていく、視点でやっていただくと。それでC I O補佐官は、I C T、そういった情報技術を活かしながら、そういったものの導入、刷新、運用に関して人材や工程、技術管理の技術の管理と監督を行っていただくという役割分けをしていただきました。

それで、お尋ねの減額の理由となっていますD X職員研修業務委託料として1,000千円の減額ということですが、こちらにつきましては、C D O補佐官の委託の中で研修もやっていただけるということで組立てをさせていただいて、減額をしたものがあります。実際行っている研修としましては、庁内職員の職階別、管理職、主幹級、主任主査、主査、主事級と分けて行ったデジタル

も用いた変革創生の基礎研修というものを10月に行いました。それから、管理職を対象としたじぶんDXワークショップというものを行いました。こちらは11月に行ったものです。それからこれからやることとして予定しています、やめることから考えるDXワークショップということで、こちらは主幹級を対象としまして、12月19日にやることを予定しております。そのように専任をしたCDO補佐官からいろいろなDXに関係する職員研修の提案をいただいて、それが非常に良いものでありまして、実際行った10月と11月の研修につきましても、受講後のアンケートをとりましたところ、大変職員が前向きな反応をいただいておりますので、今後もこういった研修の機会を作るようにして、DXを進めていきたいと思います。ですので、1,000千円減額したからといって、そこを縮小したというわけではないということを御理解いただけたらと思います。

それから、ロゴマークについての御質問でした。こちらは、説明書の13・14ページ、2款2項1目企画総務費の0005 遠州の小京都リノベーション推進事業委託料ということで、予算書には遠州の小京都まちづくりロゴマーク制定支援業務委託料ということであります。

どのように業務を進めているかということを考えていきまして、こちらにつきましては、当初予算では最大限経費がかかることを考えまして、住民投票とかそういった作成に係る費用とかを全て業務委託でやるような内容で積み上げてきたわけですが、実際に選定した業者につきましては、浜松市の穂の国エンジニアリングという、総合的なコンサルタントの会社でありますけれども、そちらに10月に委託しまして、契約額については予算額3,200千円に対しまして139万7,550円ということで大変安く受けていただいております。その理由としましては、当初考えていた商標登録等の業務を取りやめたこととか、町民投票にける手続きについて、町が持っていますロゴフォームという調査のツー

ルを使いましてやる、そういった手間の内省化を行いまして、なるだけ業務を簡素にやるようにしております。

それで実際のロゴマークの作成につきましては、11月に業者さんから6案提案をいただきまして、その6案の中から職員のアンケートで3案を絞りまして、現在準備しているのですが、この後その3案を一般投票で選定をしようと考えております。12月の中旬には世帯配布でチラシを分けたりとか、広報もりまちに掲載をして、1月19日まで投票を呼び掛けたいと思っています。基本は先ほど言ったロゴフォームという電子の方法であります。役場とか保健福祉センター、文化会館、総合体育館には、紙の投票用紙も用意して、投票していただけるようにしています。それで、投票の対象ですけれども、町内在住の人、それから在勤、在学、それから森町に関心を持っている人ということで、なるだけ幅広い人に投票して決めていただきたいと考えております。このデザインにつきまして1月に決まった後、決まったデザインの調整を行いまして、3月には公表したいと考えておりますので、お待ちいただけたらと思います。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午後 0時05分 ～ 午後 1時10分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

11 番、西田彰君。

11 番議員

(西 田 彰 君) 西田です。

19・20 ページ、3 款 2 項 3 目の保育園費、健康こども課の関係ですけれども、15,728 千円の返還金と、一部 766 万円とか 400 万円、200 万円、300 万円の返還金がございますが、これだけの金額の返還というと事業的にどのような事業でこれだけの返還金になったのか。それを少し説明お願いします。

それから 25・26 ページ、6 款 1 項 6 目、産業課の先ほどのほつとりの関係ですけれども、新たな使用者が見つかることを本当に期

待をしたいわけですが、もし事業者が見つからないとなると、その後の跡地というか建物はどのような方向にしていくのか、今考えていることがあれば、教えてください。

それから、37・38 ページの 11 款 3 項 1 目の泉陽中のグランドの残土処理ですが、グランドにかなり大量の土砂を保管したということで、グランドに多分暗渠^{きょ}があったと思うのですが、暗渠^{きょ}は大丈夫でしょうか。グランドとして、使える状況にするには暗渠^{きょ}も必要だと思うのですが、暗渠^{きょ}がこの大量の土砂の重さで支障を受けていないか、ちょっとそれを心配するのですが、いかがでしょうか。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 健康こども課長。

健康こども （ 朝比奈礼子 君 ） 健康こども課長です。

課 長 西田議員の御質問にお答えいたします。

19・20 ページから 21・22 ページにかけましてのところ です。3 款 2 項 3 目 保育園費の中の 0001、21・22 ページの国県支出金等返還金についての御質問でございます。これにつきましては令和 5 年度の事業に伴う国県の交付金等の返還金となっております。

まず一点目の子どものための教育・保育給付交付金過年度返還金につきましては、これは保育園費、それから幼稚園費の公定価格分に対する交付金となります。満 3 歳以上の子供と満 3 歳未満の子供について、補助率がそれぞれ違いますけれども、それらの公定価格のものの交付金となっております。実際にその受入れをした額ですが、これにつきましては 2 億 1,676 万 4,439 円受入れをしておりまして、実績としましては、2 億 911 万 3,769 円ということで、7,651 千円の返還となっております。返還の理由としてとしましては、保育所入所児童、それから幼稚園利用園児数の減少によるものということになります。内訳を申し上げますと、満 3 歳未満の子供については、交付申請時の見込みとしましては、実人数 180 人延べ 2,033 人としておりましたが、実績では実人数 174 人延べ 1,874 人ということで実人数が 6 人減、延べ 159 人の減と

なっておりまして、交付金の約 500 万円の差額となっております。満 3 歳以上子供につきましては、幼稚園分で約 120 万円の差額がありまして、保育所は交付申請時に実人数 200 人延べ 2,388 人で、実績では実人数 181 人延べ 2,174 人と実人数 19 人の減、それから延べ人数は 214 人の減で交付金約 130 万円の差額となっております、合計で 7,651 千円の返還という形になりました。見込みよりも保育園入所、幼稚園の利用の人数が減ったということが主な原因となっております。

二点目の子ども・子育て支援交付金過年度返還金につきましては、これは事業が様々ございまして、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、利用者支援事業いわゆる保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センターの分、乳児家庭全戸訪問事業、教育支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業がこの交付金の該当の事業となっております。実際の受入額が 1,697 万 4,000 円ということで、実績としましては 1,282 万 9,000 円となりまして、415 万 4,500 円の返還となっております。返還の理由としましては、保育園の延長保育事業と放課後児童健全育成事業でそれぞれ見込みよりも事業実績が少なかったということで、事業費全体で約 380 万円の減で、補助率が 3 分の 1 ですので、そこで 127 万円の返還、それから、放課後児童健全育成事業につきましては、これについては会計年度任用職員の報酬が主なものになっております。幼稚園の一時数預かり事業においても、見込みよりも実績が少なくなりました、事業費全体で 500 万円の減で、交付金としましては、180 万円の減となっております。それから保育園の一時預かりにつきましては、プティ森町園が年度途中から開始をしたということで、1 年間の見込みを立てておりましたが、年度途中からということでそこで事業費が少し減っている関係で、返還金も発生しております。

それから三つ目の保育対策総合支援事業費補助金過年度返還金

でございます。これにつきましては、対象事業が、保育士宿舍借り上げ支援事業、それから保育所等におけるＩＣＴ推進等事業が対象となっておりまして、実際の受入れですが、宿舍借り上げにつきましては、受入額が 186 万 3,000 円で、実績が 182 万 7,000 円ということで、3 万 6,000 円の差額があります。それからＩＣＴにつきましては、これはプティ森町園に登降園管理システムを導入したものとなりますけども、受入れが 60 万 4,000 円、実績が 56 万円ということで、4 万 4,000 円の減額、合わせて 80 千円の減額となっております。

四つ目、子育てのための施設等利用給付交付金過年度返還金です。これは最初に申しあげました子どものための教育・保育給付交付金の県費となります。実際の受入額につきましては 8,762 万 146 円、実績額が 8,452 万 2,934 円で、309 万 7,212 円の返還となっております。返還の理由は先ほど最初に申しあげた内容と同じとなっております。

最後の子育てのための施設等利用費負担金過年度返還金でございます。これは二つ目の子ども・子育て支援交付金過年度返還金の県費となっております。実際の受入額が 157 万 3,100 円で、実績が 106 万 1,812 円ということで、504 千円の減となり、返還となっております。理由につきましては、2 番で申しあげたところと同じとなっております。

全体的に利用児童の減少であったりとか事業が見込みよりも実績が少なかったというところで返還金が発生しております。以上です。

議長
産業課長

（吉筋恵治君）産業課長。

（栗田俊助君）産業課長です。

25・26 ページの 6 款 1 項 6 目山村振興費の 0001 の天方宿泊施設指定管理料の新たに利用者が見つからない場合は、どのように進めていくかというような御質問かと思います。

現在、株式会社アマガタさんからいろいろ施設の応募等が来て

議 長
防 災 監

います。当然町にも、「あそこ空いているけどどうなっているの」というような形の中で、お見えになる人もいます。そういった中で株式会社アマガタと共有を図りながら、今どのような形で進めていったらいいかというようなことも、話をしながら今進めている状況でございます。

ほっとりにつきましては昼営業のみの営業で行ってございましたけども、当然、利益を求めるには夜営業もしたいというような人も応募の中にはありますので、そういったところも含めながら、アマガタと話をしながら、今後進めていきたいなと思っております。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

西田議員の御質問にお答えをいたします。

説明書の 37・38 ページ、11 款 3 項 1 目のその他公共施設等災害復旧費のその他災害復旧事業に関わる御質問でございます。旧泉陽中学校グラウンドの復旧にあたり大量の残土が搬入されたということで、暗渠^{きよ}の状態はどうかというような御質問でございますが、この暗渠^{きよ}についてでございますが、当時泉陽中学校グラウンドの暗渠^{きよ}工事を行ったということは承知をしているところでございますが、今回土を搬入しまして、当然大量に山積みされたところ、また土がそんなに入っていないところ、それぞれグラウンドの中でもございます。防災課としまして、暗渠^{きよ}の構造とかどのぐらいの深さで入っているというところまではちょっと把握できていないところでございますので、この暗渠^{きよ}にどの程度影響したかということも実際ちょっと把握はできていないというところでございます。この泉陽中のグラウンドですが、暗渠^{きよ}工事をやった後もコロナの予防接種の会場となった時、碎石も入れて整備しているという経緯もございます。実際このグラウンドの復旧工事を行った後、水はけの状況も確認いたしますが、碎石までは削るという予定はございませんので、今表面にある石が混じってグラウンドとして使

うには危険な土を取り除いて、新たにグラウンドに適した土を引いて転圧するということで施工は考えていますので、碎石が入っている分、水はけは碎石によっていいのではないかという予想はしておりますが、その暗渠^{きょ}の状態についてはちょっと把握できておりませんので、施工後、今後静岡教育開発研究所が使用するようになりますが、またこの水はけの状況についてもこれから完成後もちょっと注視していきたいと思います。以上です。

議 長
11 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 1、2 の質問は、了解いたしました。

泉陽中グラウンドは、やはり今後、地元の人たちも使いたいとか、そういった可能性もあるかもしれませんし、今度新しい業者も使うということになりますと、水はけもやはりかなり問題になってきますので、その辺の確認を、サバ土を 5 センチぐらい取って入れ替えるということも聞いていますが、その時に試験掘りみたいにちょっとして、状況どうなっているかというようなこともちょっと調べた方がいいかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議 長
防 災 監

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

西田議員の再質問にお答えをいたします。

泉陽中グラウンドの整備にあたり、すき取りを行うと、その中で下の暗渠^{きょ}の状況、状態も確認したらどうかというような御質問でございますが、その辺は工事を発注した後、施工業者と相談して、そのようなことが心配されるということで業者とも確認をしながら、工事も行っていきたいと思います。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

4 番、平川勇君。

4 番議員

(平 川 勇 君) 平川です。

説明書の 31・32 ページ、住宅指導支援費ということで 18,200 千円挙げられています。これはおそらく木造住宅耐震改修事業の件だと思うのですが、下のところに建築物等耐震化促進事業費補

議 長
定住推進
課 長

助金という言葉ですが、この建築物等の意味ですが、これは建物の用途、構造はどのようになっているのでしょうか。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 定住推進課長。

（ 鈴 木 孝 佳 君 ） 定住推進課長です。

平川議員の御質問にお答えいたします。

建築物等耐震化促進事業費補助金ということで建築物等ということですが、今回この補助事業の対象となっております建物ですが、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てました木造の住宅となっております。以上です。

議 長
4 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 4 番、平川勇君。

（ 平 川 勇 君 ） そうしますと、この補助事業が使えるのはあくまでも木造の住宅のみということですね。建築物の等の意味は、この分のみということでしょうか。

議 長
定住推進
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 定住推進課長。

（ 鈴 木 孝 佳 君 ） 定住推進課長です。

平川議員の再質問についてお答えいたします。

この建築物等耐震化促進事業につきましては、ブロック塀の建替え改修、または木造住宅の除却事業等の中に等が含まれておりますが、今回補正として挙げさせていただいた 18,200 千円につきましては、木造住宅の耐震改修事業に対する補正でございます。以上です。

議 長
4 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 4 番、平川勇君。

（ 平 川 勇 君 ） よく理解しました。

建築物等というグローバルの表現があったものですから、ある意味でどの範囲を言われているのかなということでお伺いしたのですが、この中に、今後の話になるのでしょうか、工作物等を考えていただいて、先ほどブロック塀等も言われたように考えていただきますと、今使われてない火の見やぐら、今どんどん減っていついていくわけですが、この火の見やぐらも地域のランドマークになっていると思うものですから、ここで建築物等耐震化促

進といった時に、ぜひ火の見やぐらの耐震補強という補助もつけていただきたいと思います。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 定住推進課長。

定住推進

（ 鈴 木 孝 佳 君 ） 定住推進課長です。

課 長

平川議員の三つ目の御質問ですけども、火の見やぐら等もこの補助事業に含むことはできないかという御質問だと思いますけども、この補助事業につきましては、国県の要綱・要領または施策によって決められておりますので、今現在はそのような構造物等は補助対象としてはされておられません。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、中根信一郎です。

予算書 11 ページ、債務負担行為の補正ということで、城下地区歴史的資源活用まちづくり事業伴走支援業務委託料ということで、期間は令和 6 年度から令和 7 年度までということで、来年から令和 7 年度にかけてということかなと思います。5,000 千円ですが、これについてこれからこういう形でやっていくということの予算かなと思いますが、やるにあたって、どうしても城下地区、また城下の町民の協力、住民だけではなく、文化財的なものの建物の所有者、こういった人々にしっかりとやはり事前にといいいますか、これからかもしれませんが、しっかりと意思統一といいいますか、許可をもらうことやそういったことをやられて、今、予算立てできているのかどうか、事前にそういったものをやらないとなかなか 1 年といいいますか、短期間でいろいろなことを進めていくというのは難しいのではないかなと思うわけですが、その辺の事前の町内といいいますか、地域に対しての確認といいいますか、そういったものが取れているのかどうか、それとこれからかもしれませんが、こういったものを進めるにあたって、先般も御説明をいただいたようにコンセプトといいいますか、こういった形の目指すものといいいますか、そういったものをお持ちになっているのか

議 長
社会教育
課 長

どうか、その二点についてお伺いします。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

ただいまの中根信一郎議員の質問にお答えします。

予算書 11 ページ、債務負担行為補正、城下地区歴史的資源活用まちづくり事業伴走支援業務委託料の補正 5,000 千円についての御質問でございます。城下地区の皆さんに対する確認はどうかといったような内容だったかと思います。議員説明会でも申し上げましたとおり、9 月 13 日に城下町内会で地元説明会を開催し、32 人に御出席をいただいております。地元住民や建物の所有者、関係者等で 32 人となっております。先日も議員の皆さんに説明していただきました一般社団法人創造遺産機構（HERITA）の金野さんに来ていただきまして、説明していただきましたが、説明を聴きながら皆さんの城下に置き換えて、積極的に御質問をしてくださいました。質問内容の一部としましては、城下町屋の形状、うなぎの寝床のような形状の活用の仕方はどうとか、整備していった時に駐車場はどうしたらいいとか、とても前向きな質問をいただいております。説明していただいた取組を城下でできたらいいと思っていただいたのかなと思う一方で、城下の熱量が足りない、今までも何もできなかったという心配の声も当然いただいております。それこそ今回提案している内容ですけども、この伴走支援業務委託料では事業内容としましては、事業コンセプトの検討や活用プランの作成、まちづくりビークルの組成などそういったものが取り込まれておりますが、この事業コンセプトの検討におきましては当然地元の人にまた改めて説明をしまして、地元の意見を取り入れて、考えていきたいと思うものとなっております。

事前に確認が取れているのかと言いますと、今回の地元説明会がこちらとしては説明の場であって、その 9 月以降特に動いてはいないのですけども、今回議会でお認めいただきましたら、早速

契約を進めまして、HERITAさんと一緒に城下にも入りながら、今後どうやって城下を進めていったらいいか意見をもらいながら進めていくという考えになっております。また、その説明会の中には、今、歴史的資源と思われる古民家の所有者も一部出席してくださってしまして、とても町の取組に理解を示していただきましたので、そういった人を中心にもたお声掛けをしながら良い取組にしていけたらなと思っております。

コンセプトとか目指すものというところですけども、城下地区にはいろいろ課題がありますけども、歴史的資源がたくさん残っておりますので、そういうものを活かして城下地区の活性化につなげていけたらなと考えております。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 8 番、中根信一郎君。

8 番議員

(中根信一郎 君) これからいろいろな形で地元との交渉と
いいですか、会話といいですか、そういったものを進めていた
けるのかなと思います。

いろいろな文化的な資源といいですか、いろいろあると思いますが、以前、藤江勝太郎邸の話が頓挫したという状況があって、その辺について、実際は町のものになっているのかもしれませんが、以前の持ち主といいですか、そういった人との交渉という言い方をするのがいいのかどうか分かりませんが、その辺の確認的なもの、それとやはり説明会に 32 人いらっしゃったということではありますが、城下地区の人がやはりできるだけ多くの人が理解をしなきゃいけないということだと思しますので、町内会の協力、それとやはり住民の協力が得られるようにすることをやはり考えなければいけないのではないかなと思いますので、その町内にできるだけ浸透させるようなことを何か考えているかどうか、その二つ、藤江勝太郎邸のことと二つお伺いします。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。

社会教育

(三澤由紀子 君) 中根信一郎議員の再質問にお答えします。

課 長

藤江勝太郎家につきましては、先日の議員説明会の中でも、ど

ういった活用がいいのかというようなことも挙がっておりましたけども、社会教育課としましては、これまでも藤江勝太郎氏の功績を紹介する取組を行っておりますので、勝太郎家住宅におきましても、勝太郎氏の功績を紹介したり、茶業の発展に寄与した人の成果でありますので、ウーロン茶や森の茶をPRできる施設にしたいと考えておまして、そういったことについては元所有者である藤江さんの御希望でもあると捉えておりますので、そういったところに沿って、活用については今後検討していきたいと考えております。

あとは城下地区の人々の理解というところですが、地元説明会の時もいろいろな事例を紹介していただきまして、成功事例としては地元の人がワークショップを開いていろいろな意見を出し合って、こういう地域にしていきたいというものを行いながら進めてきた事例もあるということでしたので、先日の城下の中でもそういった声もありましたので、地元に入っていて、こういった取組がいいのか、また相談をしながらにはなりますけども、ぜひこの前出ていなかった人にも参加していただいて、城下をどうしていきたいかというところを行政とも一緒になって、ぜひ地元の人にも考える機会を提供しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議 長
8 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 8 番、中根信一郎君。
(中根信一郎 君) そのような形で進めていただきたいと思います。

最後に歴文といいますか、歴史文化保存会の人たちとの折り合いといいますか、その人たちの考えとか、そういったものも折り合わせて、やはり今後進めていくのかどうか、その辺の連携というものがあるのかなのか、あるようであれば、そのようにお互いの主張する部分というのがあるのかなと思ったものですから、その点についてお願いしたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。

社会教育
課 長

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

中根信一郎議員の最後の質問にお答えします。

歴史伝統文化保存会というよりは文化財保護審議会のことをおっしゃったのかなと思いますが、藤江勝太郎家や城下の町並みについてはいろいろ御意見をいただいているところでございますが、今回HERITAさんと一緒に取り組むというのは、文化財を取り扱える業者というか、法人であるということが大前提にありますので、また歴史的資源といわれる古民家等につきましては、極力現状変更しないことができると伺ってますので、今残ってるものを大切にしながら改修を行って活用していくという国の方針としてやっている事業でもありますので、そういったところで御理解をいただいきたいと考えております。

また保護審議会委員の新妻先生、建造物の専門の委員がいますけども、これまでも城下地区の建造物調査を進めて、中心になってやっていただいておりますが、勝太郎邸の調査に去年入った時にまた改修を行う場合は、もう一度実際に手を入れるときに調査をしたいという御希望をいただいておりますので、そういったところでまた関わっていただいて、新たなものが分かればそれも改修等に反映していければなと思っております。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

（ 岡 戸 章 夫 君 ）6 番、岡戸です。

説明書 14 ページ、一番上 2 款 1 項、地籍調査の件です。地籍調査については県からの内示がちょっと減ったということでそれに伴って委託料を減額しているということですが、県が内示より少なくしてきたというか、少なくなったというちょっと背景がありましたらお願いします。というのは、国とか県が地籍調査を進めている中で、ちょっと内示が減って、結果的に町がやっている地籍調査にも影響が出てくるのではないかなと思うので、まずは内示が減った理由、もし何か聞いておるようであればお願い

議長
建設課長

します。

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの岡戸議員の御質問にお答えいたします。

地籍調査事業につきましては、国の補助が 50 パーセント、県が 25 パーセントということでございまして、計 75 パーセントの補助をいただいております。ただし、令和 6 年度につきましては内示率が低かったと、実際には 85.6 パーセントということでございまして、約 15 パーセント程度カットされてきたと、その背景につきましては、確かな理由というのはこちらもちよっと聞いてないものですから、何が理由かと言われましたがその確たる理由というところについてはちよっとこちら聞いておらないというのが実情でございます。ただし、追加の要望が来ておりますから、これについては手を挙げさせていただいて、また追加要望ということで、内示切られた部分につきましての追加の要望をこれから上げていくということで今考えております。以上です。

議長
6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) この地籍調査ですけれども、今回 4,588 千円減額されたということで町が元々予定されていた計画、進捗については何か影響出るのか、追加の要望も来ているということですので、またリカバリーできるのかなとは思いますが、進捗についてはどうかちよっと伺います。

議長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

岡戸議員の再質問にお答えいたします。

このカットされた部分につきましては、今回、乙丸地区をやっておるわけですが、ここにつきましては、現地の測量と合わせて航空測量に基づきまして、筆界案、その土地の一筆の筆の境の案を作成するという業務を予定しておったのですが、こちらの業務

につきましてはカットされたということで、先送りするというようなことで工程がその分少し遅れるという形になっております。以上です。

議長 （吉筋恵治君）他に質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員 （中根幸男君）10番、中根幸男でございます。

二点ほど質問させていただきます。

初めに13・14ページ、2款1項9目自治振興費の関係ですけれども、これについては町内会公民館整備補助金ということで、2,400千円、栄町の公民館の修繕事業ということで伺いましたけれども、この修繕の内訳について少し伺いたいと思います。

それから、27・28ページ、7款1項5目工場誘致対策費の中で、委託料、不動産鑑定評価業務委託料ということで405千円ほど補正をされております。これについては中川下工業団地内の業務委託と伺いましたが、これを業務委託する目的あるいは背景、その辺をお聞かせ願えればありがたいと思いますけれども、その二点とりあえずお願いします。

議長 （吉筋恵治君）総務課長。

総務課長 （平田章浩君）中根幸男議員の1問目の質問にお答えをさせていただきます。

自治振興費2,400千円、町内会公民館整備補助金でございますけれども、こちらにつきましては栄町上中町内会の住民が利用しています栄町公民館でございます。建築が平成3年で30年以上経過をしており、建物の老朽化が進んでいるということです。修理につきましては、外壁4面、それから破風、鼻隠し等の修繕工事でございます。以上です。

議長 （吉筋恵治君）産業課長。

産業課長 （栗田俊助君）産業課長です。

中根幸男議員の御質問にお答えをさせていただきます。

27・28ページの7款1項5目の0001工場誘致対策費の不動産

鑑定評価業務委託料でございます。こちらの関係ですがお話に出ましたとおり、中川下の杉本金属株式会社森工場の西側の中川下工業専用地域の西側未利用地及び周辺用地を対象とした不動産鑑定業務委託料でございます。こちらにつきましては令和4年度に開発可能性調査を実施いたしまして、企業用地確保に向けた検討を実施してまいりました。この度、民間事業者による太陽光発電施設の設置等の計画等があるというようなお話もあり、また可能性開発調査を実施した後から、その後未利用地になっているため、いろいろな計画が出てくるといようなことがございますので、町といたしましては、今回のこの中川下未利用地につきまして、優先して町での取得を視野に入れた企業誘致を考えているため、早期に不動産鑑定評価を実施して企業誘致を進めていくための不動産鑑定評価の費用として今回計上させていただきました。以上です。

議 長
10 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 10 番、中根幸男君。

（ 中 根 幸 男 君 ） ただいまの点につきましては、了解しました。

もう一点、25・26 ページの 6 款 3 項 2 目、林業振興費の鳥獣被害総合対策事業ということで、これについてはイノシシ・鹿の捕獲頭数が増えたと、上回ったということで、追加計上をということになっておりますけれども、捕獲頭数の現在の状況、それからこの予算に計上した 950 千円と、総合対策交付金 785 千円の積算の内訳、どのような根拠で出したのかその辺を伺います。

議 長
産業課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 産業課長。

（ 栗 田 俊 助 君 ） ただいまの中根幸男議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

25・26 ページ、6 款 3 項 2 目の 0003 鳥獣被害総合対策事業の中の有害鳥獣捕獲業務委託料 950 千円と補助金・交付金の鳥獣被害防止総合対策交付金 785 千円でございます。最初に現状でございますけれども、11 月 30 日現在で申し上げますと、イノシシにつき

ましては成獣で 44 頭、幼獣で 41 頭、計 85 頭でございます。前年度につきましては成獣で 42 頭、幼獣で 36 頭、計 78 頭ということで、昨年よりも 7 頭ほど増えてございます。鹿の状況につきましては、成獣で 96 頭、幼獣で 10 頭、計 106 頭。前につきましては成獣で 121 頭、幼獣で 5 頭、合計で 126 頭ということで、鹿につきましてはマイナス 20 頭ということでございます。合計しますと今年度について、イノシシ・鹿で 191 頭、前年度が 204 頭ということで、全体では 13 頭ほど減ってはございますが、イノシシにつきましては捕獲ベースですけれども、昨年度よりも捕獲数が増加しており、生息数が増加しているということが推察されてございます。また鹿に関しましては捕獲数が若干前年に比べ落ちていますが、猟友会が山の中等で狩猟を行っているときには、目撃頭数からも結構いるということで、生息数は増加しているのではないかなと思われております。

それから、今回の補正の御関係でございますが、最初に有害鳥獣捕獲業務委託料 950 千円の関係でございます。こちらにつきましては 4 月から 10 月までの実績を見ました。それから 11 月から 2 月末までの昨年度の捕獲の実績、そちら両方を加味して見込み数を算出させていただきまして、その結果、95 頭の増加が見られるということでございます。当初考えておりましたのが全体で 275 頭でございます。今回、今年度の 10 月までの実績と昨年 11 月から 2 月の実績を基にしますと、370 頭ぐらいになるのではないかとということで差し引きをさせていただきまして、95 頭ということを出させていただいた次第でございます。また、95 頭という金額が出まして、それに 1 頭当たり 1 万円ということで 950 千円の予算計上させていただいております。

それから鳥獣被害防止総合対策交付金ですけれども、785 千円につきましては、こちらにつきましても先ほど申し上げました増加分の 95 頭分でございます。金額が違うのは、こちらは国からの交付金になりまして、成獣の場合は 7,000 円、また幼獣の場合は

議 長

1,000 円ということが国の補助金の交付要綱で決まっておりますので、そちらで計算をいたしまして 115 頭掛ける 7,000 円と 20 頭幼獣で減額ということで、合計で 785 千円ということで計上をさしていただいております。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

日程第 7、議案第 83 号「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) 川岸です。

国庫補助の予算が決定されたということで、国の補助が出たということは国で進めていこうとしているマイナカードと保険証の一致ということですが、紙の保険証が 12 月 2 日から発行されないということをテレビでも結構周知されましたけれども、このマイナカードと保険証の一体化は皆さん意識が高くなってちょっと進んだとか、そういう実績はあるのでしょうか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 住民生活課長。

住民生活

(鈴 木 知 寿 君) 住民生活課長です。

課 長

ただいまの川岸議員からの御質問にお答えをいたします。

12 月 2 日から保険証を基本とする仕組みに移行したという形の中での住民の意識というか、そういったところの御質問かと思えます。事前に広報とか、あるいは回覧、ホームページ等でも周知をしてきました。また、12 月 2 日前後には新聞とかテレビ等でも、かなり取り上げられたというところもあります。そういった中でマイナンバーカードの取得の申請とか、あるいはマイナ保険証へのひも付け、こういったところも 11 月末から窓口に見えて、新規に申請したり、あるいはひも付けをしたり、逆にマイナ保険証の

暗唱番号のロックがかかってしまったとか、そういったところの解除とか、あるいは電子証明書の更新、こういったところも含めて、トータル的に見ますと、住民へも浸透してきて、窓口へも来庁者が増えてきているといったところが現状でございます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）他に質疑はありませんか。

11 番、西田彰君。

11 番議員

（ 西 田 彰 君 ）12 月 2 日をもって紙保険証の新規発行が停止されたわけです。戸惑いや不安を持たれた町民も少なからずおられたと思うのです。周知広報等、今頃、国、政府は何を言っているのかと、本当にひどいと思います。この事案はもう数年前から決定していたはずですよ。地方行政、森町の皆さんも町の担当課事務も大きな負担をかけていると思います。担当課、その辺はどうでしょうか。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）住民生活課長。

住民生活

（ 鈴 木 知 寿 君 ）住民生活課長です。

課 長

西田議員からの御質問にお答えいたします。

今回の補正予算に計上させていただいておりますものにつきましては、当初、このマイナンバーカードと保険証の一体化、このシステム改修が国庫補助対象と今回なったことから、今回補正予算を計上させていただいていると、一般財源で見ているものを国庫補助金で、その部分を充てるという形のものでございます。具体的に申し上げますと、システム改修対象のものが 828 万 3,000 円。こちらにつきましては、主には資格確認書とか、あるいは資格情報のお知らせを発行する、それからマイナ保険証の利用登録、こちらについての解除ができるようになるものですから、そういったところの仕組みの改修とか、そういったものが含まれております。それからマイナンバーカードと保険証一体化の周知広報ということで、今回 7 月中旬に国民健康保険証の更新の際に、皆さんにマイナ保険証推進のパンフレットを作成して、その中に同封

をさせていただいたということで、そちらのマイナ保険の周知広報に関する補助ということで2万7,000円をいただいていると、交付決定を受けたという形で828万3,000円とその2万7,000円の合計8,310千円を11月に交付決定通知をいただいたということで今回、この部分を計上させていただいているというところでございます。以上です。

議 長
11 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。
(西 田 彰 君) 新聞でもこの問題については、1日2日3日ぐらいに一般新聞が特集的に載せて、気をつけなければいけないこととか、資格証明書でもいいですとか、保険証は絶対破棄しないでくださいとかと言っていましたけども、もっともっと早く本当にこういうものを徹底するべきだと思っていたのですが、これを今周知徹底するためという宣伝をするということを行っていますけども、本当に保険証というその人の健康を担保するようなものをもっとしっかり、地方行政に言っても、なかなか国のやり方が非常にちぐはぐで、後追いで何か起こったらそれを直せばいいという状況ですから、右往左往してしまうわけですが、その辺もやっぱり町も町民のためにしっかり周知を早くからするべきだと私は思っていたのですが、非常にこういった予算を今そういう周知に充てるとというのが遅いとちょっと思ったものですから、質問をさせてもらったわけです。やはり地方行政、森町の行政は町民のためにあるのですから、そこら辺をしっかりとってもらいたいなと思っています。その辺はちょっとどうでしょうか。

議 長
住民生活
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 住民生活課長。
(鈴 木 知 寿 君) 住民生活課長です。
再度の西田議員からの御質問にお答えいたします。
今回の補正につきましては今年6月、第1号で既にシステム改修等は計上させていただいております。それ以降、先ほども言ったようにチラシ、パンフレット、そういったところで周知広報も

努めてきたといったところでございます。したがいまして、この12月になってから改めてこれからやるとかという形ではないと、今までやってきたものが、国の補助金の対象になったといったところで、御理解をいただければといったところで考えております。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。

(午後 2 時 1 1 分 ～ 午後 2 時 2 0 分 休憩)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、議案第84号「令和6年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5 番議員 (川 岸 和 花 子 君) 川岸です。

説明9・10ページ、総務費総務管理費一般管理費ですけれども、介護保険システム改修委託料が介護保険の事業で一定の所得の何か2027年以降に見送られたというようなお話があったのですが、これは全国的なものなのか、何が見送られたのか、そこを説明してください。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

福祉課長 (小 澤 貴 代 美 君) 福祉課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

介護保険特別会計の1款1項1目の一般管理費の中でのシステム改修の減額について、提案理由の説明の中にもありました一定以上所得の判断基準の見直しというところについての御質問かと思えます。ここの部分は、国から示されるであろうという見通しの中で当初予算を組ませていただいたところでございます。御存

知のように介護保険事業につきましては3年ごとの見直しがあり、国でも3年ごとに法改正がされて、特に今回については大きな報酬改定があったところは御存知かと思います。この中に当初のうちでは、負担割合の見直しがかかるのではないかとということで言われておりました。ここのところは、こうなるというような通知が出されているところでもなく、今後、社会保障制度の安定に向けた応能負担を検討する中で、今負担割合1割の人が多いわけですけども、2割、3割の負担とするその基準について検討し、その見直しの決定が下りれば、システム改修がされるのではないかとこのところで、このシステム改修を見込んでいたところでございます。ただ、今回の第9期の計画の中ではその判断が下りず、来期、令和9年から始まる第10期の計画のところで示していくというような予定で、国からも示されている内容ですので、今のところはこうなるというような詳しい内容のところは、はっきりと分かっていない状況です。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第85号「令和6年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川 岸 和 花 子 君) 水道事業会計は公営事業の会計なので非常にちょっと分かりにくくて、ちょっと的外れな質問をするかもしれませんが、教えていただく意味でも答えていただけたらと思います。

第3条の予算の特別利益として17,000千円が令和5年度の決算の未収金として、他会計負担金として入ってきているのですが、これがどのような流れで、他会計というのもどこの他会計なのか、

これについての流れを教えてください、それが一点目。

二点目は、職員の人事異動等で費用が増えていたりするのがあるのですが、3条と4条の合わせた金額を第8条というところで、議会の議決を経なければ変更できませんというような条を設けているのですけれども、これはわざわざそうやって明記されている意味が分かれば教えてください。

三つ目に固定資産購入費の公有財産購入費として、南部配水池の用地取得と立木保証ということで、どのような内容でどういう必要があるのかということを知りたいのですが、南部配水というのは次年度から始まると思うのですが、この全体の工事規模がどれぐらいで、これまでの北部配水池なども災害時の機能なども伺いましたし、大切なことだとは思いますが、どれぐらい先にできあがるのかというような工期等も教えていただけたらと思います。

議 長
上下水道
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

まず、1 ページの過年度損益修正益 17,000 千円につきましてですけれども、まず令和5年度の上水道事業につきましては、資本的支出のうち建設改良費 4 億 7,600 万 2,837 円の財源といたしまして、資本的収入、工事負担金は 1 億 2,585 万 1,600 円でした。このうち、令和6年度に繰り越した事業費につきましては、事業費が確定できないことから、令和5年度に支払われた事業費の工事負担金 1,700 万円については一般財源で立替払をした会計処理を行い、令和6年9月10日に、他会計から収入、一般財源と相殺し、令和5年度の決算につきましては、令和6年9月30日、森町議会定例会において、工事負担金 1 億 8,851 万 600 円で決算を認定していただきました。立替払をいたしました 1,700 万円につきましては、年度末においては未収入であることから、企業会計上、本来未収金であり、決算としましては、工事負担金

1億2,585万1,600円として決算すべきものを誤った決算をしてしまいました。このため、本来令和5年度決算において、未収金として処理されるべき工事負担金1,700万円につきましては、令和6年度に入りまして収入しましたことから、過年度損益修正益として処理をさせていただきたいと考えております。

他会計の負担金としましてはこちらについては下水道事業会計からの負担金となっております。

第4条で給与費を改めておりますけれども、こちらは当初予算第8条におきまして、支出予定の各項の経費の金額の流用ということで、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員の給与費について定めております。こちらについて、人件費の変更に伴いまして、金額が変更となりましたのでこの流用金額を改めたものとなっております。

三つ目の質問にあります土地の関係ですけれども、固定資産の購入費につきましては、来年度より予定しております南部配水池の更新事業における用地取得費133万2,800円及び立木補償費14万240円、合わせて1,474千円を計上するものでございます。内訳でございますが、用地取得費につきましては、既設の南部配水池の南側であります新しく建てる予定の配水池及びその侵入路の用地としてしまして807平米、現在ございます南部配水池の用地としてしまして859平米、合わせて1,666平米、133万2,800円となっております。立木の補償費につきましては、新たに建設する配水池の用地に生育する立木のうち人工林35本、10万3,840円、新設配水池の支援による築造及び工事用地の経路確保のために、埋立てに御協力いただけることに御同意いただきました土地に生育する立木のうち人工林8本、3万6,400円、合わせて14万240円となっております。用地取得及び立木保証につきましては地権者及び立木所有者様と交渉の結果、先ほどの金額で御同意をいただいております。南部配水池の建設の計画につきましては令和7年度から令和8年度にかけて新設の配水池の建設を予定している

ところでございます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5 番、川岸和花子君。

5 番議員

（ 川岸和花子 君 ） ちょっとややこしかったですけれども、特別損益としての 17,000 千円は入っていなかったというところで、令和 6 年度に下水道会計から入ってきたという理解をいたしました。

また、第 8 条についても流用することができないからわざわざ書いてあるのだということを理解しました。

最後の南部配水池の令和 7 年度から令和 8 年度の工期の工事ですけれども、分かる範囲で、全体で北部配水池と同じぐらいの 4 億とかの金額になるのか、そこだけお願いします。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

上下水道

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

課 長

川岸議員の 2 回目の質問にお答えいたします。

新しく建設いたします配水池については、現在あります南部配水池より若干小さくなりますけれども、正確な数字についてただいま手元に資料ございませんので、申し訳ありません。規模については、若干小さくなる予定でございます。金額につきましては、物価高騰等ございますので、北部配水池と同程度で考えております。また進入路がございますのでそちらも含めての金額となりますので、また、そちらについては今現在、詳細設計を進めている段階でございます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 質疑なしと認めます。

日程第 10、議案第 86 号「令和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

（ 川岸和花子 君 ） 公共下水道事業につきましても、地方公営企業法によって今まで公共下水道事業というのはずっと整備が進められてきたと思うのですが、多分日本全体的に広げるというよりは、更新とか維持管理とかという方向に向いてきたのだらうと思うのですが、今回公営企業会計に変わるということで、会計も大変だっただらうし、理解するのもちょっと全然分からないところがあるのですが、今回その決算が確定したことから、不足する 153,400 千円を引継金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と当年度分の損益勘定保留資金というもので、その三つで、不足する金額に充てるというのは、多分会計上のことなのかなと思うのですけれども、もし何か説明できることがあったらお願いします。

もう一点が、第 4 条の 2 というところで、特例的収入及び支出ということで債権としての未収金が当初予算で 200,065 千円とあったものを、今回の補正で 2 億円が 765 万円とすごく極端に少なくなっているというところが、どうしてなのかと思いました。この債務の未払金は、7,217 万円が 5,741 万円に計算されてそうなるというのはなんとなく分かりますが、その未収金の金額があまりに違うのでその辺がどうなのかなと思いましたので、その説明をお願いします。

議 長
下水道
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

まず引継金でございますが、引継金と申しますのは、公営企業会計の移行のために、打切決算を行った際の現金残高及び特例的収入の未収金から、特例的支出の未払金等を引継金と考えまして資本的支出に充てることとなります。引継金につきましては、特別会計から企業会計の切り替わるときに 1 回のみ発生する金額となっております。今回に限りましてできうる金額となっております。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額につきましては、公営企業の予算書は税込金額で作成されますが、公営企業は原則としまして、消費税及び地方消費税の最終負担者ではございませんので、消費税等に相当する金額を調整する必要があるでございます。この調整額を消費税及び地方消費税資本的収支調整額といいます。多くの場合、4条予算は支出の方が多くことから、消費税も仮払い消費税よりも多くなり、還付効果があることから、税込みで4条収支不足額の財源となることからこちらで調整額として補填するものとしております。

2番目の未収金額が大きく減額しているということですが、こちらにつきましては、まず当初予算におきましては、先ほど申し上げたとおり、令和6年度になる段階におきまして特別会計から企業会計へ切り替わっております。こちらの際に、予定開始貸借対照表というものを作りまして議会には提出させていただきました。9月議会におきまして決算を認定していただきましたことから、あくまで予定であった開始貸借対照表につきまして、確定という形で、開始貸借対照表として確定することができました。その一方で、決算の確定後、法適用年度の決算までの間に変動が生じた項目については、数値の置換をして、当該事業年度の決算に反映させる必要があるございます。そのため予定開始貸借対照表と開始貸借対照表において、特例的収入及び支出予算について変動がありましたことから、今議会において補正予算として、未収金及び未払い金として上程させていただきました。以上です。

議 長
上下水道
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 上下水道課長。

（ 小 坂 一 郎 君 ） 2億円から減った理由でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、あくまで予定開始貸借対照表ということで、切り替わる際にはあくまで予定ということで2億円という形で予算を上げて計上させていただきました。こちらについては他会計負担金が多くを占めておりましたが、あくまで予定ということで考えるものを挙げてあったのですが、こちら

につきましては、実際のところ決算をした段階において令和6年度に収入があったために令和6年度になりまして、ですので令和5年度には入らなかったということで未収金としては扱わないということで減ったところになっております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第87号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。12月18日午前9時30分、本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

(午後 2時44分 散会)